

茨城 トラック情報

2026
1
January

IBARAKI TRUCK INFORMATION

第171号



中央公園 (つくば市)

- 年頭のご挨拶
- 令和8年度事業計画に伴う要望等について
- 陸運関係功労者表彰の推薦について
- 令和8年4月1日から改正トラック法が施行
- 2025年度「Gマーク」安全性優良事業所認定結果
茨城県983事業所、認定率31.5%へ前進
- 陸運業の安全衛生管理実務担当者研修の案内
- 陸運事業者のための安全マネジメント研修の案内



一般社団法人 茨城県トラック協会

茨ト協マスコットキャラクター

1 年頭のご挨拶

<トピックス>

- 14 第2回トラック運送業界の将来を考える特別委員会
- 14 年末の交通事故防止県民運動周知キャンペーン
- 14 埼玉県トラック協会が茨城県トラック総合会館防災センターを視察
- 15 適齢ドライバー研修
- 15 適正原価管理の実現に向けた標準的運賃活用セミナー
- 16 第1回省エネ運転講習会

<委員会・部会だより>

- 16 広報小委員会
- 16 レインボーウェイ作成検討小委員会
- 17 青年部会
- 18 女性部会

<協会だより>

- 20 令和8年度事業計画に伴う要望等について
- 22 陸運関係功労者表彰の推薦について
- 23 【再案内】令和7年度各種助成事業のご案内
- 26 デジタル化相談窓口開設
- 27 青年部会主催令和7年度第2回研修会のご案内
- 28 献血のおねがい(2月8日 イオンタウン水戸南にて)

<支部だより>

- 29 トラックの日PR事業各支部事業内容
- 31 常総支部

<行政等だより>

- 32 令和8年4月1日から改正トラック法(貨物自動車運送事業法)が施行されます
- 38 物価高騰 適切に賃上げ・値上げできていますか?
- 39 分散引越しにご協力をお願いします!
- 41 2月運行管理者等指導講習日程(とちぎ安全教育センター)
- 42 交通安全かわら版(令和7年中の交通死亡事故)
- 43 いばらき防犯ファイル(令和7年11月末の自動車盗難事件認知状況)

<適正化だより>

- 44 2025年度「Gマーク」安全性優良事業所認定結果
茨城県983事業所、認定率31.5%へ前進
- 49 第9回「初任運転者に対する特別な指導講習会」を開催
- 50 初任運転者教育の開催について
- 54 令和7年12月 適正化巡回指導項目別調査結果

<陸災防だより>

- 55 陸運業の安全衛生管理実務担当者研修のご案内
- 56 陸運事業者のための安全マネジメント研修のご案内
- 58 講習会(2・3月)のご案内

<お知らせ>

- 59 軽油価格調査報告
- 60 高野モナミのドライバー幸せ道案内

行事予定表

今月の表紙写真

水の広場、芝生の広場、レストハウス、さくら民家園などを備えた憩いの場です。近隣にはH-IIロケットの実物大模型(50m・現在は塗装工事中)が目印の「つくばエキスポセンター」があります。



謹んで新年のご挨拶を申し上げます

皆様方のご健勝とご繁栄をお祈り致します

令和八年 元旦

一般社団法人 茨城県トラック協会

副会長 小倉 重邦
副会長 堀 小野 正勝
副会長 中塚 真則
副会長 大塚 勝義
副会長 齋藤 坏正
専務理事 鈴木 正計
常務理事 他役職員一同

令和8年 年頭のご挨拶

一般社団法人 茨城県トラック協会
会長 小倉 邦義



新年おめでとうございます。

令和8年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

皆様には、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、国民のくらしと経済を支えるために日々努力されている会員各位をはじめ、トラックドライバーの方々に対して、深く敬意を表するとともに厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、アメリカでは第2次トランプ政権が発足し、「米国第一」主義の下、関税政策等様々な施策を打ち出して国内外に大きな影響を与えた。一方、国内では女性初の総理大臣として高市内閣が発足し、就任時の挨拶は流行語大賞に選ばれ話題になりました。また、昨年のノーベル賞に坂口氏（生理学・医学賞）と北川氏（化学賞）の2名が選ばれ、平成27年以来10年ぶりの日本人のダブル受賞となりました。

そうした中、昨年はトラック運送業界にとりましても大きな動きがあった1年となりました。

まず、昨年4月からは、改正物流法が施行され、実運送体制管理簿の作成や運送契約締結時の書面交付が義務化されたほか、本年4月からは、特定荷主による物流統括管理者（CLO）の選任の義務化等が施行されることになっています。

そして、昨年5月には、下請代金支払遅延等防止法（下請法）を中小受託取引適正化法（取適法）に改めるとともに、発荷主と元請事業者との取引を同法の対象に追加される等の法案が成立し、これは今月から施行されたところです。

さらに、昨年6月には、許可の更新制の導入、適正原価を下回る運賃及び料金の制限、委託次数の制限や違法な白トラに係る荷主等の取締り等を盛り込んだトラック適正化法が成立し、中でも、許可の更新制の導入は、令和10年6月までに具体的な内容が決められて、そこから2年程度の猶予期間を経て施行されることが公表されています。

以上のとおり、昨年はトラック運送事業に関する法律の改正や成立が相次ぎましたので、茨城県トラック協会としましては、昨年5月に茨城県との共催により3回目となるセミナーを開催し、公正取引委員会の担当官から多くの荷主企業の方々に向けて、折しもセミナーの4日前に成立したばかりの中小受託取引適正化法について講演していただきましたし、昨年4月から施行された改正物流法については、関東運輸局及び茨城運輸支局の担当官から荷主企業をはじめトラック運送事業者の方々に向けて、説明会を延べ6回開催して周知に努めたところです。本年も引き続き、セミナー等を開催して会員への周知に取り組んでまいります。

もう一つ、トラック運送業界にとって重要なのが暫定税率の廃止です。これについては昨年12月の臨時国会の終盤において、本年4月1日に廃止することが決定されました。暫定税率の見返り措置である運輸事業振興助成交付金制度の存続については、今月に開会する通常国会において行われる運輸事業振興助成法の改正案の審議の行方に注目したいと考えています。

ところで、トラック運送事業における最大の使命は輸送の安全確保であります。

現在、茨城県トラック協会では、国土交通省が策定した「事業用自動車総合安全プラン2025」を受けて、死者数と重症者数を年間28人以下、飲酒運転根絶という削減目標を新たに設定した「交通事故削減アクションプラン」を取り組んでいるところです。本年も、安全対策に資する各種講習会やセミナー等の機会を捉えて、経営トップから現場のドライバーまでが一丸となって、交通事故ゼロ及び飲酒運転ゼロを目指した企業の安全風土の確立に向けて取り組んでまいります。

このように、トラック運送事業に関しては、一連の法律改正を受けて、これから大きく変わろうとしていますが、茨城県トラック協会では、本年も業界の発展と社会的地位の向上のため、役職員一同取り組んでまいりますので、関係各位の一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、会員各位の事業の益々のご発展とご繁栄を心よりご祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

茨城県知事
大井川 和彦



新年あけましておめでとうございます。

茨城県トラック協会の皆様におかれましては、日頃から物流サービスの提供や社会機能の維持に不可欠な物資の輸送などを通じて、地域経済の発展や県民生活の維持向上にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、昨年は、賃上げの動きが広がるとともに、景気に緩やかな回復傾向がみられた一方、長引く物価高や人手不足が私たちの暮らしに大きな影響を与えた1年でした。

時代は今、加速度的に進む人口減少をはじめ、激動する国際情勢や気候変動による影響の拡大、人工知能の驚異的な進化などにより、大きな変化の只中にあります。

私は、知事就任以来、この激動の時代を見据え、「挑戦」「スピード感」「選択と集中」の3つの基本姿勢を徹底し、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて経済の活性化や安心安全な生活基盤の確保などに全力で取り組んできました。

その結果、企業誘致では県外企業の立地件数が8年連続で全国第1位となったほか、県産品の海外展開では農産物輸出額が就任前の24倍に拡大しました。

こうした成果を背景に、2022年度の1人当たりの県民所得は3年連続で全国第3位となったほか、人口の「社会増加数」は近年全国上位で推移し、東京都や大阪府などの大都市圏に次ぐ「社会増」が定着しつつあるなど、本県の潜在能力の開花に繋がる変化が着実に芽生えてきております。

本県の潜在能力を大きく開花させ、環境が激変する時代にあっても本県を更に飛躍させていくため、これまでの改革路線を更に強力に進めていくとともに、豊かで経済力のある社会の構築に向け、本県の生産性のさらなる向上や、適切な価格転嫁と賃上げの両立により経済が好循環する環境づくりを進めますほか、安心安全につながる生活基盤の充実に向け、防災・減災対策などにも力を入れて取り組んでまいります。

本年も、変化を恐れず、県民の皆様とともに、「新しい茨城」づくりに全力で取り組んでまいりますので、皆様方におかれましては、安全・安心かつ良質な物流サービスの持続的な提供を通じて、本県経済の更なる成長と発展に向け、なお一層のご支援・ご協力をお願ひいたします。

皆様にとりまして、本年が実り多き素晴らしい一年となりますことを、心よりお祈り申し上げます。

令和8年 年頭の辞

関東運輸局茨城運輸支局長
勝家 省司



新年あけましておめでとうございます。

年頭にあたり新春のご挨拶を申し上げます。

昨年は、大阪・関西万博の開催や日本初の女性首相の誕生など、日本全体が未来に向かた新たな一步を踏み出す一方で、豪雨や台風、地震など自然災害が各地を襲い、防災と復旧の重要性を改めて認識させられた1年でした。

また、初の北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられ、県内的一部自治体も特別な注意の呼び掛けの対象となりました。

一方で、これまで課題となっている少子高齢化、生産年齢減少に伴う、運輸事業における担い手不足は、業界全体に深刻さを増してきております。

このような中におかれましても、我が国の経済及び社会生活を支える基幹産業である運輸関連事業者の皆様方には、日頃より国土交通行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、また、日常生活の維持や安定的な経済活動のため、献身的に使命と責任を果たしていただいていることに、あらためて敬意を表し心から感謝申し上げます。

茨城運輸支局におきましても本年も引き続き、安全・安心で環境にやさしい運輸事業に貢献できるよう務めて参ります。

以下、同支局において本年に取り組む主要施策について申し上げます。

始めに深刻化する運輸事業の労働力不足への対応です。

喫緊の課題である人材確保に向けては、各業界における採用活動や労働環境の改善への精力的な取り組みに合わせまして、支局といたしまして、「新たな成り手を発掘する」という観点から、県内高等学校へ訪問して新卒者や退職予定の自衛官及び転職希望者に対して運輸関係業種の魅力を伝える他、各就職説明会や企業説明会、各種イベント等での様々な機会を捉えたPR活動を引き続き積極的に行ってまいります。

また、「ジェンダー主流化」を進めてまいります。これは、あらゆる政策や事業を立案・実行する際に、男女で異なるニーズに丁寧に対応していくこうとする取組みであり、関東運輸局においても、本年2月に「ジェンダーネットワーク会議」を開催し、所管分野の企業のネットワーキングの機会の場として、課題や取組事例等の相互共有を図るとともに、情報発信等も行います。

今後、女性の目線・活躍の機会を増やし、無意識の思い込みに気づくこと、それによって誰もが働きやすい環境を作っていくことは、労働力不足の解消にも繋がるものと考えます。

トラック・物流関係においては、トラック運送事業の取引環境の適正化やドライバーの賃上げの実現に向け、これまで着々と新たな制度や取組が進んでいるところです。

昨年4月には『改正物流法』（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律・貨物自動車運送事業法）が一部施行され、また、翌5月には『改正下請法』（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の遅延等の防止に関する法律（取適法）・下請中小企業振興法（振興法））が成立、さらに翌6月には、事業許可更新制などを盛り込んだ『トラック適正化二法』（貨物自動車運送事業法・貨物自動車運送事業の適性化のための体制の整備等の推進に関する法律）が成立いたしました。

『改正物流法』では、昨年4月の一部施行に続き、本年4月より、物流全体への寄与度が高いと認められる一定規模以上の事業者について、定められた基準に基づき、物流統括管理者の選任、中長期計画の策定や定期報告の義務が課されます。

また、『改正下請法』では、本年1月より施行となっており、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引について、新たに同法の規制対象に追加されました。中小受託事業者が、不当な運賃の据置き等の違反原因行為に係る申告をしやすい環境を確保するため、報復措置の禁止の申告先として、事業所管省庁の主務大臣として国土交通大臣も追加され、トラック・物流Gメンへの情報提供者も保護の対象となっております。

さらに、『トラック適正化二法』では、「許可の更新制の導入」、「『適正原価』を下回る運賃及び料金の制限」、「委託次数の制限」、「違法な『白トラ』に係る荷主などの取り締まり」等が定められました。

トラック事業許可について5年ごとに引き続きの更新の適否を確認する「許可の更新制」や、トラック事業者等に対して、国土交通大臣が定める「適性原価」を下回る運送の引き受けや委託の制限は、今後、実施に向けた規程等を整備して3年以内に施行されます。

また、トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者が運送を引き受ける場合、再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務を課す「委託次数の制限」と、荷主に対して「白トラ利用」の是正指導や罰則を科したりする新たな取り締まりの制度は、本年4月より施行となります。

支局といたしましても、このような改正法等の新たな政策の周知浸透や、適切かつ確実な実施、合わせて荷主や消費者等への働きかけと共に、引き続き茨城県貨物自動車運送適正化事業実施機関や、茨城労働局との「トラック・物流Gメン」合同パトロールなど、関係機関との連携も一層強化して、持続可能な物流の実現を目指し、物流業界が更に魅力的な産業として発展するよう取り組んでまいります。

次に交通の安全・安心の確保及び災害時の対応です。

交通の安全・安心の確保は交通政策の前提であり、最優先課題です。

自動車運送事業の安全対策については、「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、毎年度「関東地域事業用自動車安全施策」を策定し、継続的なフォローアップを行ってきたところ、令和8年度からは新たなプランが策定されるため、それに基づき策定された安全施策について、引き続き関係事業者と連携して事故削減に取り組んでまいります。

あわせて、事業者の皆様が、自ら安全管理体制の確保に取り組んでいただけるよう、運輸安全マネジメント制度の一層の普及・徹底を図り、各事業者の安全風土の醸成及び交通の安全確保に関する環境作りにも取り組んでまいります。

一方で不適切な事業者に対しては、厳格に対応することも重要です。

自動車運送事業の監査については、昨年6月、全国規模の貨物運送事業者において、点呼の未実施や不実記載が多数の営業所で確認されたことから、一般貨物自動車運送事業の許可取消処分を行いました。

今後も、重大かつ悪質な法令違反の疑いのある事業者に対しては、集中的な監査を実施するとともに、厳格な処分を講じてまいります。

貨物軽自動車運送事業については、一昨年安全対策の強化のための法令が改正され、昨年4月から、貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け、国土交通大臣への事故報告の義務付け等の新たな安全規制が開始されました。

これらの確実な実施により、軽貨物事業者における安全対策への理解の向上や安全意識を高めることで、運送需要の拡大する事業用貨物軽自動車による事故の削減を図ってまいります。

災害発生時への対応については、近年の頻発化・激甚化する自然災害時における、避難する交通手段の確保、災害地への緊急物資輸送等、運輸の役割も重要です。

日頃より関係行政機関、事業者、業界団体等の関係者との連携した備えが必要です。

いつ何時起るか分からない災害には万全に備え、発災時には、関係行政機関にリエゾンとして職員を派遣する等、人流・物流確保のため、全力で対応にあたります。

以上、支局における主要施策、所信の一端を申し上げましたが、これらの実効性を高めるためには、関係事業者・行政機関等をはじめとする関係者と連携した一体的な取組を進めが必要不可欠であります。

本年も引き続き、茨城運輸支局の行政の推進に関し、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の新年の挨拶とさせていただきます。

令和8年元旦

令和8年 年頭のご挨拶

茨城労働局長
佐藤 悅子



新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人茨城県トラック協会並びに会員の皆様におかれましては、平素より労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年4月に自動車運転者等に対する時間外労働の上限規制と改正改善基準告示が適用され、2年が経過しようとしています。茨城労働局、労働基準監督署では、「労働時間相談・支援班」による説明会や個別訪問を通じて長時間労働の削減等の取組に関する相談・支援を行うほか、「荷主特別対策チーム」において、発着荷主等に対し長時間の恒常的な荷待ち時間の解消、適正な運賃設定等に向けての周知等を行っており、本年も、引き続き取組を進めてまいります。また、賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者等に対しましては、政府が展開する「賃上げ」支援助成金パッケージにより、働き方改革や業務改善の支援を行っておりますので、会員の皆様に積極的にご活用いただけたらと思います。

労働災害に関しては、トラック産業関連では、荷役作業中の災害が全体の約7割を占めており、特に荷台等からの墜落・転落が多くなっています。荷役作業時における昇降設備の設置や保護帽の着用義務の拡大、テールゲートリフターを取り扱う際の特別教育の義務化など、改正労働安全衛生規則に基づく取組を引き続きお願ひいたします。また、近年は、40～60歳代の年齢層の腰痛、転倒などが多くみられます。このため、荷役作業における安全教育はもちろん、作業者の年齢による特性等を考慮した働き方への配慮、荷主との連絡調整の徹底等により、ゼロ災の実現を目指していただきたいと思います。茨城労働局では、毎年12月1日から1月31日までを「年末年始労働災害防止強化運動期間」としております。特にこの時期は、凍結による転倒災害や交通労働災害の発生リスクが高まることから、一層の安全行動の徹底をお願いいたします。

人材確保に関しては、令和6年度より貴協会にもご参画いただいている「茨城人材確保対策推進協議会」を開催し、業界団体等と労働局やハローワークが連携して取り組んでいるところです。こうした取組を通じて、運輸業における人材確保の課題解決を目指してまいりますので、今後とも皆様方のご理解ご協力をお願ひいたします。

結びに、トラック運送業界の更なるご発展と、皆さまのご多幸、ご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

茨城県警察本部長
滝澤 幹滋



新年明けましておめでとうございます。

茨城県トラック協会の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様には平素から、傘下事業所における交通安全活動に御尽力されるとともに、警察行政の各般にわたり御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年の県内的人身交通事故発生件数は6,163件で、前年に比べ158件増加したもの、交通事故による死者数は82人と前年に比べ12人減少しており、平成以降、コロナ禍の令和3年に次ぎ、過去2番目に少ない死者数となりました。

残念ながら死亡事故は依然として発生しておりますが、死者数が大幅に減少したことにつきましては、ひとえに、会員の皆様の多大なる御尽力のたまものと改めて心から感謝を申し上げます。

しかしながら、これら交通事故の子細をみると、

○死者82人のうち高齢者が50人で全死者の61.0%を占めること

○状態別死者数では四輪車乗車中が39人（前年比+3人）と最も多く、次いで歩行者が24人（前年比-10人）と多いこと

○20歳未満の死者数が7人（前年比+5人）と、大きく増加していること

○飲酒運転による交通事故死者数が8人（前年比+3人）と、増加していることなどが認められ、子供や高齢者の交通事故防止対策やドライバーの交通安全意識の向上はもとより、飲酒運転をはじめとした悪質・危険な交通違反への対策など、引き続き課題として残ったところです。※注：数値はいずれも速報値

県警察としましては、皆様をはじめとする関係機関団体との連携を図りながら、交通事故分析に基づく交通安全教育や情報発信はもとより、歩行者保護を目的とした交通指導取締りや飲酒運転を始めとする悪質・危険な運転者の検挙など、総合的な交通事故防止対策をより一層強力に推進してまいります。

特に、歩行者保護対策としては、歩行者にはドライバーに対してアイコンタクトと併せて手を上げる、振る、かざすなど横断の意思を示すハンドサインの励行を、ドライバーには横断歩道接近時の早めの減速と安全確認の徹底を、それぞれ呼びかける「ハンドサイン運動」を昨年より展開してまいりました。

こうした取組等により、歩行者の死者数は前年と比べて大きく減少するなど、一定の成果が現れたものと認識しており、活動を継続してまいります。

皆様には、引き続き警察活動への御理解、御協力そして御支援を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴協会の益々の御発展と皆様の御健勝、御多幸をお祈り申し上げまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

令和8年 年頭所感

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 寺岡 洋一



令和8年を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年6月、前任の坂本克己最高顧問の後任として全日本トラック協会の会長に就任しました。昨年は私個人にとっても、そしてトラック運送業界にとっても激動の年だったといえるでしょう。

まず、昨年4月には「改正物流法」（新物流効率化法、改正貨物自動車運送事業法）が施行され、5月には「取適法」（製造委託等に係る中小受託事業者に対する支払の遅延等の防止に関する法律）が成立し、今年1月1日から施行されました。そして、6月には「トラック適正化二法」（改正貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律）が成立しました。また11月の与野党合意により、今年4月1日に軽油引取税の暫定税率が廃止されることになりました。軽油引取税の暫定税率廃止に伴い、運輸事業振興助成交付金の維持に向け、超党派による議員立法で先の臨時国会に「運輸事業振興助成法改正案」（運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案）が提出されました。令和13年3月31日までの5年間、現行の交付金制度が維持される内容となっています。

トラック適正化二法の成立や運輸事業振興助成法改正案の国会提出に至ったのは、国會議員の先生方や国土交通省をはじめとした関係省庁及び労働組合のご理解はもとより、業界の皆様が一致団結して必死に汗を流してきた結果だと考えております。改めて、業界の皆様方のご尽力に心より御礼申し上げますとともに、運輸事業振興助成法改正案の早期成立に向け、引き続き関係の皆様のご理解・ご協力お願いいたします。

トラック適正化二法では、改正貨物自動車運送事業法のなかで、①トラック運送事業の許可について5年ごとの更新制の導入、②国土交通大臣が定める「適正原価」を下回る運賃・料金の制限、③再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務化、④違法な白ナンバートラックの利用を禁止し（罰則付）、荷主等に対しては是正指導も実施——などを盛り込んでいます。

また、この事業法を担保するための「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律」（新法）は、①基本方針の策定、②法制上の措置等、③物流政策推進会議——を柱としています。トラック適正化二法で示された内容が実現した暁には、業界を取り巻く景色が一変するのではないかと感じています。

全ト協では、私が委員長を務める、本件に特化した「トラック適正化二法対策委員会」を新たに立ち上げ、昨年8月27日に第1回委員会を開催しました。

第1回委員会では、委員会設立の意義と経緯について説明した上で、「改正事業法の全面施行まで3年。業界の健全な発展に向けて、本日お集まりの皆様が一致団結して、全面施行に向けて精一杯取り組んでいきたい」と決意を述べました。

今年4月には、「委託次数の制限」と「違法な白トラに係る荷主等の取り締まり」が施行され、続く第2段階は、公布後3年以内に施行とされており、令和10年春頃になると思われますが、ここから「許可更新制度」と「適正原価の遵守義務」が施行することになります。

全ト協では今後も、国交省と強く連携しながら、トラック適正化二法の全面施行に向けて準備を進めてまいります。

燃料価格をはじめとする輸送コスト上昇分や、ドライバーの労働条件改善を進めるための原資については、荷主に対して適切に運賃・料金として転嫁していくことが基本であり、トラック運送事業者が適正な運賃・料金を収受できる環境を整備することが重要であると考えます。そうした中で高騰する輸送コストや人件費等の上昇分を荷主に転嫁できていない運送事業者が少なくありません。荷主からコスト上昇分を運賃・料金として適正に収受できなければ、運送事業者の多くが持続可能な事業経営を行うことができなくなります。一方で、車両価格について、アルミや半導体等原材料費の高騰、あるいは安全や環境性能向上のための装備が増えることなどによって価格が高騰しており、全ト協として車両価格の高騰問題についてもしっかりと対応してまいります。

さらに昨年9月、軽油価格カルテルの疑いで公正取引委員会により石油販売会社に対し、犯則調査が行われました。大変遺憾なことであり、全ト協としては、徹底的な事実解明と厳正な対処を求めるとともに、公取委の動向を注視し適宜対応を図ってまいります。

現在、国交省では、トラック適正化二法で規定された適正原価の算定に向けた準備が進められております。適正原価という指標を国に示していただくことは大変ありがたいことであり、法的根拠のある適正原価が導入されることで、荷主が運送事業者に対して不当な運賃で輸送を依頼することへの大きな抑止力になることが期待されます。

一方、適正原価の算定にあたっては、現在、国交省において、全事業者を対象に実態調査を実施しております、本調査では全国のトラック運送事業者から原価構造等のデータを提供いただく必要があります。会員事業者の皆様には必ず回答をお願いいたします。

併せて、全ト協では、適正原価の実効性を高めるとともに、運送事業者が適正な運賃・料金を収受できる環境の整備を進めるために、国交省をはじめとした関係省庁と連携し、独占禁止法や取適法における取締りや指導の強化、令和6年11月に体制が強化されたトラック・物流Gメンによる情報収集や荷主等による悪質な行為に対する是正指導の強化等を通じて、輸送コスト上昇分やドライバーの待遇改善に向けた原資を確保できるような取引環境の整備に向け、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

昨年4月に施行された改正物流法では、荷主や物流事業者等に対し、トラックドライバーの荷待ち時間等の短縮、積載率の向上等に資する取り組みを行う努力義務を課しているほか、元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付けるとともに、荷主およびトラック運送事業者等に対し、運送契約締結時の書面交付等を義務付けています。

さらに、本年4月から、一定規模以上の荷主に対して、物流統括管理者（CLO）の選任、中長期的な計画の作成や取り組み状況の報告等が義務付けられます。取り組みの実施状況が不十分な場合は、勧告・命令が実施されることとなります。

これらにより、物流業界の多重下請構造を是正し、実運送事業者の適正な運賃収受を図っていくことになります。

全ト協では、改正物流法を解説する会員事業者向けホームページを開設したほか、実務者向けに法改正の内容を分かりやすく解説する動画を公開するなど、会員事業者の理解促進に取り組んでいます。

また、運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス（附帯業務等も含む）の内容やその対価等について記載した書面の交付が運送事業者と荷主の双方に義務付けられたことを受けて、全ト協では会員事業者が荷主との運送契約を円滑に、かつ効率的に締結できるよう、「運送申込・書面化アプリ」を開発し、デジタル化対応が進んでいない中小運送事業者に無償で提供しています。

併せて、全ト協では国交省と連名でリーフレットを作成し、事業者や荷主に向けた広報活動を展開するなど、業界全体で発信力を高め、改正物流法の周知徹底に努めたいと考えています。

トラック運送業界は、「安全で安心な輸送サービスを提供し続けること」が社会的使命であり、常に「安全」を最優先課題と位置付けながら事業を展開しなければなりません。

しかしながら、事業用トラックが第1当事者となる死亡事故件数は令和6年よりも減少しているものの、依然として多い状況にあります。また、根絶すべき事業用トラックによる飲酒事故も依然として発生しているほか、大型車による車輪脱落事故も発生しています。

国交省では、令和7年度までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2025」に代わる次期総合安全プランの策定に向けた準備を進めています。全ト協では、次期総合安全プランを受けて策定する次期「トラック事業における総合安全プラン」に基づき、事業用トラックが関係する交通事故による死傷者数等の目標達成を図ります。会員事業者の皆様におかれましては、今一度基本に立ち返り、緑ナンバーの自信と誇りをもって安全運行の徹底に努め、安全・安心な輸送の確保をお願い致します。

気候変動をもたらす地球温暖化防止のため、全ト協では2050年のカーボンニュートラルを目指し、「トラック運送業界の環境ビジョン2030」を定めています。本ビジョンのメイン目標として、トラック運送業界全体の2030年のCO₂排出原単位を2005年度比で31%削減することを掲げ、環境対応車導入促進助成事業や「トラックの森」づくり事業などの取り組みを引き続き推進してまいります。

また、「黄金のペットボトル」など社会問題化するゴミのポイ捨て問題についても、業界全体の意識の向上を図るため、会員事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

トラック運送事業者が「国民生活と経済のライフライン」としての機能を果たし続けていくためには、利用者目線での計画的な道路整備の推進が必要です。

道路を使用するドライバーの労働環境改善の観点から、暫定2車線区間の4車線化やミッキングリンクの解消、渋滞対策の推進、高速道路のサービスエリア（SA）・パーキングエリア（PA）などにおける駐車スペースの整備・拡充など、多くのトラック運送事業者の輸送効率化に繋がる道路整備の推進が求められます。また、トラック輸送は国民生活と産業活動を支える公共的物流サービスの担い手であることから、運送事業者にとって利用しやすい高速道路料金水準が求められます。

全ト協では全国道路利用者会議と連携して、我が国の生産性を向上させ、成長力および国際競争力を強化するため高規格道路のミッキングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、重要物流道路の整備推進など幹線ネットワークの強化を国土交通省等に働きかけていきます。また、高速道路料金について、利用に応じた料金制度としつつ、運送事業者向け割引の継続を強く求めていきます。さらに、ドライバーの働き方改革や生産性向上、カーボンニュートラル推進を図るため、利用者目線での渋滞対策の実施、道の駅などの休憩施設の機能強化、中継物流拠点の整備および交通結節機能の強化などを求めていきます。

SA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設は、労働関係法令の遵守およびドライバーの労働環境改善のためになくてはならない必要な施設であることから、全ト協では、SA・PA、道の駅における大型車および特大車用の駐車スペースや休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について、引き続き国土交通省等に対して要望活動を行っていきます。

我々トラック運送事業者の願いは、エッセンシャルワーカーとして物流の現場で日々奮闘しているドライバーに、夢や希望、誇りを胸に、「我々が日本のくらしと経済を支えている」との熱い思いをもちながら、日々仕事をしてもらうことに他なりません。

多くの運送事業者が荷主等に対して果敢に運賃・料金交渉を行い、適正運賃・料金を收受することで、ドライバーの地位向上と労働条件の改善が図られるとともに、それが安定的な物流の確保に繋がり、国民経済の健全な発展に寄与するのです。

スピード感をもちながら重点的に解決していかなければならない課題は、地域によつて温度差があり様々です。私は、「業界内の風通しを良くしていくこと」も非常に重要なと考えています。会員事業者の皆様方から、様々な課題を全ト協に対し積極的にご提供いただくとともに、全ト協としては、そうしたお声に真摯に耳を傾け、「会員ファースト、業界ファースト」で業界の健全な発展に資する諸施策を強力に推し進め、個々の事業者の持続的な成長に繋げていきたいと考えております。

会員事業者の皆様方のますますのご発展とご健勝、ならびにご多幸を心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

第2回トラック運送業界の将来を考える特別委員会

12月10日（水）、茨城県トラック総合会館において、令和7年度第2回トラック運送業界の将来を考える特別委員会を開催しました。

最初に、小倉会長より挨拶をいただいた後、4名の委員より「委託次数の制限」について検討結果を発表していました。座長の流通経済大学流通情報学部の大島弘明教授の進行により、意見交換を行いました。

次回は、「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限について、意見交換を行う予定です。



年末の交通事故防止県民運動周知キャンペーン

12月6日（土）、常磐自動車道下り線友部SAにおいて、茨城県高速道路交通安全協議会及び茨城県高速道路交通警察隊の共催によるキャンペーンに参加しました。

最初に、茨城県高速道路交通警察隊川上栄司隊長より、「年末年始は飲酒の機会も増えることから、交通事故の発生が懸念されるので、重点的に取締りを行いたい。12月1日より15日まで交通事故防止県民運動期間中となるので、十分に注意いただくよう周知をお願いしたい」と挨拶いただきました。

当日は、土曜日ということもあり、子供連れの家族など多くの施設利用者が訪れるなか、茨城県警察音楽隊とカラーガード隊によるミニコンサートや覆面パトカーの展示、子供高速隊員の衣装貸出等の催しもあり、活況のなかで交通安全グッズを配布し、年末の交通事故防止を呼び掛けました。



埼玉県トラック協会が茨城県トラック総合会館防災センターを視察

12月17日（水）、埼玉県トラック協会災害対策・施設運営委員会が茨城県トラック総合会館（防災・研修センター）を視察されました。

視察は、災害時の緊急物資輸送の円滑化・迅速化のため、行政と連携した広域・地域内輸送拠点施設の現場確認や災害物流に対応するための一環として行われました。

事務所棟では、平時はトラック運送業界の地位向上のための研修施設でありながら、災害時には防災対策本部の機能や避難所の開設を想定した様々な設備について視察されました。また、敷地内に併設された茨城県県央総合防災センターとフォークリフト教習棟も視察されました。



適齢ドライバー研修

12月10日（水）、茨城県トラック総合会館において、「第2回適齢ドライバー研修」を開催し、16名が参加しました。

とちぎ安全教育センター(株)に講師をお願いし、適齢ドライバーが注意すべき心身の変化（事故減らしの心がけ）、自動車教習所の高齢者講習・統括運行管理者から見た加齢によるドライバーが及ぼす影響及び注意すべき内容について、様々な視点から具体的に解説していただきました。

参加者は、最後まで真剣に受講していました。



適正原価管理の実現に向けた標準的運賃活用セミナー

12月17日（水）、茨城県トラック総合会館において、「適正原価管理の実現に向けた標準的運賃活用セミナー」を開催し、52社69名が参加しました。

合同会社サプライチェーン・ロジスティクス研究所の久保田精一氏より「標準的な運賃」の活用、原価計算、原価管理の理解と活用、物価高、燃料高、人材不足を反映した運賃・料金の設計、効果的な運賃交渉・原価計算、運賃交渉におけるAI活用等について解説していただきました。

参加者は、最後まで真剣に受講していました。



第1回省エネ運転講習会

12月20日（土）、常陸大宮市の日野自動車㈱茨城御前山テストコースにおいて、令和7年度第1回「省エネ運転講習会」を、日野自動車㈱と茨城日野自動車㈱のご協力により開催しました。

20名の受講者が3班に分かれ、通常運転でテストコースを走行し、運転診断及び燃料消費、所要時間計測を受けた後、省エネ運転の5つのコツなどの座学を受講して再びテストコースを走行し、燃料節約運転と安全運転の体験走行をして、燃料消費量を測定しました。

省エネ運転走行の結果平均で、保有台数100台、年間走行距離10万kmと仮定した場合、年間の燃料費（130円/L）が1台あたり中型車で45万円5千円、CO₂の削減量は9.1トン、大型車では85万4千円、CO₂が17.2トン削減される等、省エネ運転は事故防止にも繋がる、たいへん有意義な講習会となりました。

習得した技術を会社内で情報共有し、さらなる省エネ運転に活かしていただきたいと思います。



委員会・部会だより

【広報小委員会】（小倉重則委員長）

12月3日（水）、茨城県トラック総合会館において、第1回広報小委員会を開催しました。今年度中に実施予定の新聞広告の原案が提出され、協議した結果、原案を一部修正のうえ承認されました。



<議題>

- (1) 新聞による広報事業（案）について
 - ①適正運賃収受のPR 日本経済新聞へ2回（予定）
 - ②安全性優良事業所のPR 茨城新聞へ1回（予定）
 - ③引越輸送に係るPR 県広報誌ひばりへ1回（予定）
 - ④輸送秩序確立に係るPR 読売新聞へ1回（予定）

【レインボーウェイ作成検討小委員会】（塙正明委員長）

12月3日（水）、茨城県トラック総合会館において、第1回レインボーウェイ作成検討小委員会を開催しました。

レインボーウェイ2026の原案が提出され、協議した結果、原案を一部訂正のうえ承認されました。

今後、テーマごとに関係者にインタビューを行うなど取材を進める予定です。

<議題>

- (1) レインボーウェイ2026の作成について



【青年部会 幹事会】(佐藤武志部会長)

12月13日（土）、茨城県トラック総合会館において、第3回幹事会を開催しました。

下記議題について審議し、原案のとおり承認されました。



<議題>

【審議事項】

- (1) 令和7年度第2回研修会・第3回交流会について
- (2) 令和7年度ボランティア献血活動について
- (3) 令和8年度関ト協青年部会研修見学会（案）について
- (4) 全ト協青年部会重点取組事項「災害支援ネットワーク」について
- (5) 令和8年度全ト協青年部会関東ブロック大会「大会宣言（案）」について
- (6) 令和8年度予算について

【報告事項】

- (1) 部会員の入退会について
- (2) 令和7年度チャリティーコンペ（ボウリング）実施報告について
- (3) 関東3県トラック協会青年部会意見交換会実施報告について
- (4) 今後の事故防止教室の予定について
- (5) 今後の行事予定について
- (6) 東ト協青年部会チャリティゴルフ大会について

【その他】

【青年部会 交通事故防止教室】(佐藤武志部会長)

青年部会では、先月に引き続き各小学校にて交通事故防止教室を開催しました。

青年部会員が講師となり、トラックを使用した内輪差による左折巻き込み事故の実演、急制動、トラック乗車体験による運転席からの見え方や死角等の授業を行いました。

児童は、トラックは視野が広くて周りがよく見えるわけではなく、運転席からはかなり見えない所がある事に驚き、「これからは注意して道路を通行することを心がけます」と話していました。

【土浦支部】

12月9日（火）、土浦市立大岩田小学校において、4・5・6年生149名を対象に実施しました。

**【県南支部】**

12月17日（水）、取手市立藤代小学校において、5年・6年生135名を対象に、取手警察署交通課並びに当協会青年部会員で実施しました。

**【青年部会 チャリティーゴルフコンペ】(県西支部)**

11月29日（土）、坂東市の猿島カントリー倶楽部において、令和7年度交通遺児チャリティーゴルフコンペを開催し、45名が参加いたしました。

参加者からのチャリティー募金10万8千円については、青年部会を通じて全額を茨城新聞文化福祉事業団の交通遺児援護に寄付いたしました。

上位結果は以下の通りです。（敬称略）

**【個人戦】**

		ネット	グロス
優 勝	小泉 真一	29.6	44
準優勝	土田 吉美	30.8	38
三 位	石井 秀之	33.0	45

※結果は前半スコアで決定

**【女性部会 年末の交通事故防止県民運動キャンペーン】(飯島智佳子部会長)**

12月5日（金）、下妻市のイオンモール下妻において、県警主催の「年末の交通事故防止県民運動キャンペーン」に参加しました。

はじめに茨城県警察本部の青柳信明交通部長より、「年末は人の動きも活発になる。交通安全を第一に、楽しい年末年始を過ごしてほしい」と挨拶がありました。

八千代ひかり幼稚園の園児による鼓笛隊パレードで開会となり、クイズショーでは、部会員が演者として寸劇に出演しました。反射材制作、効果体験、飲酒による歩行体験等の体験型ブースでは部会員もお手伝いをさせていただき、多くの方が来場されました。

これからも女性部会は、地域での交通事故防止活動に積極的に取り組んで参ります。



【女性部会 役員会】(飯島智佳子部会長)

12月19日（金）、茨城県トラック総合会館において、第3回役員会を開催しました。下記議題について審議し、原案のとおり承認されました。

<議題>

- (1) 令和7年度収支決算の見直しについて
- (2) 令和8年度事業計画について
- (3) 令和7年度第2回研修会交流会(2/28)について
- (4) その他

また、午後より第3回勉強会を開催しました。

六興実業(株)代表取締役の段林修平氏を講師に迎え、「人が集まる会社づくりのススメ」について学びました。悩みを共感することで解決に向かうヒントを得られる機会となり、「自社に反映していきたい」との意見等がありました。



役員会



勉強会

【女性部会 交通事故防止教室】(飯島智佳子部会長)

12月22日（月）、鹿嶋市の実のり木保育園において、県交通総務課による交通事故防止教室に協力しました。

園児の皆さんのが参加し、腹話術人形の「ケンちゃん」が警察官と掛け合いをしながら、横断歩道を渡る際の注意点やシートベルトの着用など、交通安全のポイントを分かりやすく伝え、園児のさんは熱心に聞いていました。

今後も女性部会では、未来ある子供たちが交通事故に遭わないよう、交通安全を呼びかけていきます。



令和8年度事業計画に伴う要望等について

会員事業者の皆さまには、日頃から当協会運営に対しましてご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、「令和8年度事業計画に伴う要望等について」に関しまして、会員の皆さまから広くご意見・ご要望を募集いたしたく、次頁ご意見・ご要望記入欄にご記入の上、2月2日（月）までにFAXまたはメールにてご回答くださいますようお願い申し上げます。

参考1 令和7年度 交通安全対策事業

- ①交通事故ゼロをめざすために、関係法令の遵守、安全輸送確立を図ると共に事故防止に向けた各種啓発活動等の諸事業の推進
- ②全国交通安全運動及び各種安全キャンペーンを積極的に実施すると共に年末年始の正しい運転・明るい輸送運動の展開
- ③運転者を対象とした安全運転研修及び睡眠時無呼吸症候群検査等への助成
- ④運転者技能競技会の実施
- ⑤ドライブレコーダー機器の導入に対する助成
- ⑥安全装置等の導入に対する助成
- ⑦事故防止コンクールの実施
- ⑧道交法38条「歩行者優先」取組みの推進
- ⑨視野障害対策セミナーの実施

参考2 令和7年度 環境対策事業

- ①アイドリング・ストップ条例の施行に伴う運動の推進
- ②低公害車両及び環境対応車導入に対する助成
- ③実技を伴う省エネ運転講習会の開催
- ④「グリーン経営認証」及び「ISO14001」制度の普及促進と取得事業所への助成

参考3 令和7年度 輸送効率化・輸送コスト削減推進事業

- ①適正取引の推進に係る講習会等の開催
- ②改正物流法等対応と下請法改正に係る共創セミナーの開催
- ③持続可能なトラック物流構築のための研究会設置
- ④経営分析事業及び企業診断事業の普及促進
- ⑤輸送情報ネットワーク「システムKIT」の普及促進
- ⑥「ISO9001」及び「ISO39001」認証取得に対する助成
- ⑦信用保証協会保証料の助成
- ⑧Gマーク購入代金の助成
- ⑨働きやすい職場認証取得に対する助成

⑩熱中症防止対策に対する助成

参考4 令和7年度 人材育成対策事業

- ①人材育成セミナーの開催
 - ②若年労働者確保のための広報活動及び小冊子の作成
 - ③中小企業大学校・物流大学校等への受講促進
 - ④運輸安全マネジメント講習受講に対する助成
 - ⑤各種技能講習受講等への助成
 - ⑥トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会への対応
 - ⑦インターネットサポートセンターの設置に対する助成
 - ⑧教育用DVDの購入
 - ⑨特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受け入れに向けた対応

参考5 令和7年度 輸送秩序確立対策事業

- ①輸送秩序の確立及び適正運賃に対する理解を得るため、各種広告媒体による啓発活動の実施

参考6 令和7年度 輸送サービス向上対策事業

- ①引越輸送及び宅配輸送に係るPR事業と利用者保護対策の実施
 - ②安全性優良事業所認定制度のPR

参考7 令和7年度 社会的地位の向上推進事業

- ①「トラックの日」PR事業の推進
 - ②会員及び茨ト協のHPの充実と広報誌活用の推進
 - ③各種イベント用グッズの作成

* ご意見・ご要望記入欄

問合せ先 茨城県トラック協会 担当／業務部 飯島・横須賀
電 話：029-303-6363
FAX：029-243-5936
メール：info@ibatokyo.or.jp

陸運関係功労者表彰の推薦について

本年6月に、関東運輸局長による陸運関係功労者表彰式及び茨城運輸支局長による陸運関係功労者表彰式が執り行われる予定となっております。

つきましては、下記の表彰基準に該当する方がおられましたら、ご推薦下さるようお願い致します。

なお、関係書類は協会HPよりダウンロードできますが、ご連絡いただければ送付致します。

また、ご不明な点がありましたら協会総務部（TEL029-303-6363）までお問い合わせ下さい。

記

[関東運輸局長表彰基準]

1. トラック運送事業の役員として、18年以上勤続し、53歳以上の方
2. トラック協会の役員として、15年以上在職し、53歳以上の方
3. トラック運送事業の従業員から会社の役員になられた方で、35年以上勤続し、そのうち役員として10年以上で、53歳以上の方
4. 運輸支局長表彰を過去に受けた方
5. 提出期日は、令和8年2月27日。提出部数は3部となります。

[茨城運輸支局長表彰基準]

1. トラック運送事業の役員として、15年以上勤続し、50歳以上の方
2. トラック協会の役員として、12年以上在職し、50歳以上の方
3. トラック運送事業の従業員から会社の役員になられた方で、30年以上勤続し、そのうち役員として5年以上で、50歳以上の方
4. 事業者団体の長、若しくは、それらに準ずる表彰を受けた方
5. 提出期限は、令和8年4月10日。提出部数は2部となります。

※提出書類は功績調書、履歴書、戸籍抄本、無事故無違反証明書、自認書、企業の規模及び事業概況等調べ、表彰状の写しとなりますが、無事故無違反証明書につきましては、委任状をいただき協会において申請致します。

【再案内】令和7年度各種助成事業のご案内

令和7年度の各種助成事業につきましては、過日ご案内しているところですが、重要案件につき、再度ご案内いたします。

なお、各種助成事業の詳細は、茨ト協ホームページまたは茨城トラック情報7月号同封の「助成事業のご案内」をご参照下さい。

記

導入(取得)期間	申請期限	振込日
4月1日(火)～8月31日(日)	10月30日(月)	11月末
9月1日(月)～11月30日(日)	1月10日(金)	1月末
12月1日(月)～3月15日(日)	3月16日(月)	3月末

※振込日は都合により変更する場合がありますので、予めご了承ください。

※1 助成対象となる価格(費用)は、全て消費税を除いた額とします。

※2 令和7年4月1日以降の事業実行分を対象とし、前年度事業(令和6年度分)を持ち越しての申請は出来ません。

※3 上記期限内であっても、全ト協、茨ト協、各々の予算額に達した時点で受付を終了します。

※4 上記期限は、事業に係る支払い等が完了し、申請書類一式を提出する期限とします。なお、経費支払い等の関係で申請書類等の不備が発生する場合は、事前に当協会までご相談ください。また、令和8年3月16日～3月31日までの期間は助成対象外となりますので、ご了承ください。

※5 申請額については、茨ト協のみの額を記入してください。(全ト協より協調助成のある事業は、協会で一括して申請します) なお、行政からの指導により、訂正印等による申請額の訂正是できませんのでご注意ください。

◆注意事項

以下の助成事業につきましては、全ト協予算枠超過の為、全ト協からの協調助成は終了しておりますので、予めご了承ください。

①アイドリングストップ支援機器導入助成事業

【本件に関する問合せ先】

茨城県トラック協会 業務部 TEL 029-303-6363

ホームページ <http://www.ibatokyo.or.jp/> 「会員専用ページ」→「助成金情報」

令和7年度助成事業の概要

種別	対象期間	茨ト協助成額	全ト協 (注1)	条件(共通:会費未納なし) ・添付書類等(注2)
環境対応車 (CNG車・ハイブリッド車等)	7.4/1~ 8.3/13 に登録	詳細は案内冊子参照 ※1事業者の限度額は、先進環境対応車と合算して <u>200万円</u> までとする	○	・見積書(写) ・車検証(写) ・領収書(写) ・リース契約書等(写) 等
先進環境対応車 型式 2KG 2PG 2RG 等	7.4/1~ 8.3/15 に登録	①大型車 1台 40,000円 ②中型車 1台 25,000円 ③小型車 1台 15,000円	—	・車検証(写) ・請求書(写)、領収書(写) ・リース契約書等(写) 等
ドライブレコーダー機器 運行管理連携型	7.4/1~ 8.3/15 に装着	1台 10,000円限度 ※会費請求台数を限度	—	・装着証明書 ・請求書(写)、領収書(写) ・リース契約書等(写) 等
安全装置等 ①後方視野確認支援 ②側方視野確認支援 ③アルコールインター・ロック ④車両盗難防止装置 ⑤トルクレンチ ⑥側方衝突監視警報	7.4/1~ 8.3/15 に装着・購入	①②③ 1台 10,000円限度 ④⑥ 1台 20,000円限度 ⑤ 1台 30,000円限度 ※会費請求台数を限度 ⑤は1事業所1台を限度	△ ①③⑤ ⑥のみ	・装着証明書 ・車検証(写) ・請求書(写)、領収書(写) ・リース契約書等(写) ・仕様書、画像 等
アイドリングストップ支援機器 ①エアヒーター ②蓄冷式クーラー ^{③車載バッテリー式冷房装置}	7.4/1~ 8.3/15 に装着	①③ 1台 60,000円限度 ② 1台 20,000円限度 ※会費請求台数を限度	△ ①③ のみ	・装着証明書 ・請求書(写)、領収書(写) ・リース契約書等(写) 等
血圧計	7.4/1~ 8.3/15 に設置	取得価格の1/4 1台 25,000円限度	○	・請求書(写)、領収書(写)
睡眠時無呼吸症候群検査(SAS) (運転手対象)	7.4/1~ 8.3/15 に実施	1人 2,500円 ※会費請求台数を限度 ※事前申込み要	○	・検査費用明細書(写) ・領収書(写)
Gマークステッカー等購入	7.4/1~ 8.3/15 に購入	1事業者 30,000円限度	—	・請求書(写)、領収書(写)
グリーン経営認証取得	7.4/1~ 8.3/15 に取得・更新	1事業所 50,000円	—	・認定証(写) ・請求書(写)、領収書(写)
I S O認証取得 ① ISO 9001 ② ISO 14001 ③ ISO 39001	7.4/1~ 8.3/15 に取得・更新	1事業所(認証ごとに) 50,000円	—	・認定証(写) ・請求書(写)、領収書(写)
働きやすい職場認証取得	7.4/1~ 8.3/15 に取得・継続	1事業者単位 ①新規取得 50,000円 ②上位取得 50,000円 ③同位継続 30,000円	—	・認定証(写) ・請求書(写)、領収書(写) ・審査申込書(写) ・本社・営業所一覧(写)
信用保証料 ① セーフティ ② 災害・復興緊急 ③ 上記以外	7.4/1~ 8.3/15 に融資を受けたもの	保証料支払額の1/2 ①セーフティ 100,000円限度 ②災害・緊急 200,000円限度 ③上記以外 100,000円限度 ※1事業者100,000円を限度	△ ①② のみ	・保証協会のお知らせ(写) ・融資計算書(写) ・認定書(写)
各種技能講習 資格取得 ※労働局長登録教習機関での取得に限る	7.4/1~ 8.3/15 に取得	フォークリフト 9,000円 小型移動式クレーン 9,000円 はい作業 4,000円	—	・在職証明書 ・資格者証(写) ・領収証(写)

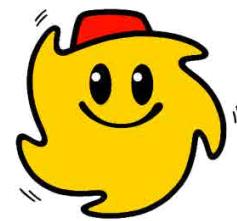
種 別	対象期間	茨ト協助成額	全ト協 (注1)	条件(共通:会費未納なし) ・添付書類等(注2)
運転免許取得 ※国の助成金を受けた事業者は対象外	7.4/1～8.3/15 に取得	免許取得費用の1/2 ①大型 150,000円限度 ②中型 50,000円限度 ③けん引 50,000円限度 ④準中(新規) 50,000円限度 ⑤準中(解除) 30,000円限度 ⑥特例講習 100,000円限度 ※1事業者800,000円を限度	△ ④⑤⑥ のみ	・在職証明書 ・運転免許証(写) ・教習費用の領収証(写) ・誓約書
定期健康診断 (運転手対象)	7.4/1～8.3/15 に受診	1人 3,000円 ※会費請求台数を限度	—	・受診者名簿 ・請求書(写)、領収書(写)
脳MRI健診 (40歳以上の運転手対象)	7.4/1～8.3/15 に受診	1人 10,000円 ※1事業者30名を限度 ※1人につき1回限り ※事前申込み要	—	・受診者名簿 ・請求書(写)、領収書(写)
転落災害防止用昇降設備	7.4/1～8.3/15 に導入	取得価格の1/2 1台 10,000円限度 ※1事業者100,000円を限度	—	・請求書(写)、領収書(写)
テールゲートリフター特別教育 ・インストラクターケン成講座 ※教習機関等での受講に限る	7.4/1～8.3/15 に受講	特別教育 受講費用の1/4 3,000円限度 養成講座 10,000円	—	・在職証明書 ・領収証(写) ・修了証(写)
熱中症防止対策	7.4/1～8.3/15 に導入	1事業者 40,000円	—	・請求書(写)、領収書(写)
運転記録証明書 (運転手対象)	運転記録証明書について、発行費用を全額補助いたします ※令和8年3月13日申請分まで ※会費車両台数を限度(1事業者、最大50名を限度、ただし車両台数が100台以上の場合最大100名を限度)			
運転者適性診断	下記の適性診断について、受診料の一部を補助いたします ・一般診断(1,400円) ・初任診断(3,800円) ・適齢診断(3,800円) ※令和8年3月15日受診分まで ※協会指定の機関で受講されたものに限ります ※予約の際に会員である旨をお申し出ください			
管理・監督者講習	下記の管理・監督者講習について、受講料を全額補助いたします ・運行管理者一般講習(eラーニング含む) ・整備管理者研修 ※令和8年3月15日受講分まで(eラーニングは令和8年2月28日受講分まで) ※eラーニングの場合、テキスト送料は助成対象外とします ※協会指定の機関で受講されたものに限ります (予約の際に会員である旨をお申し出ください)			
安全運転研修	下記の安全運転研修について、受講料を全額補助いたします ※受講をご希望の方は、協会業務部までご連絡ください ①安全運転中央研修所による研修(1泊2日・年3回) ②全ト協ドライバー等安全教育訓練 ・特別研修(2泊3日) 全ト協より受講料の7割(Gマーク認定事業所は全額) 茨ト協より差額を助成 ・一般研修(1泊2日) 全ト協より10,000円、茨ト協より差額を助成			
経営診断受診 促進事業	中小企業診断士が実施する「経営診断(ステップ1)」「経営改善支援(ステップ2)」「運賃交渉支援(ステップ3)」の費用の一部を助成します (茨ト協と全ト協の協調により診断費用を全額助成)			
中小企業大学校 講座受講	中小企業大学校各校において実施される経営戦略等の講座を受講された場合、受講料の一部を助成します (茨ト協と全ト協の協調により受講料の3分の2を助成)			

(注1)全ト協 ○助成制度あり △一部助成あり(機器、制度による)

(注2)各種申請用紙は茨ト協HPまたは、トラック情報7月号別冊の助成事業のご案内をご参照ください。

※全ト協・茨ト協ともに、予算額に達した時点で受付を終了します。

茨城県トラック協会会員限定 デジタル化相談窓口開設



～この度、茨城県トラック協会では、関彰商事株式会社様において会員限定の専用相談窓口を開設しました。～

令和5年1月15日より

こんなお悩みございませんか。

- ◆ 事務所にインターネットを繋ぎたい！
- ◆ メールアドレスを作りたい！
- ◆ パソコンが欲しい！
- ◆ 業務効率化のためのシステムを導入したい！
- ◆ システムをクラウド化していきたい！
- ◆ 事務所のセキュリティを強化したい！

でも、どこに相談していいかわからない....

お気軽にご相談ください！！

～相談料は無料です。～

※注意事項

- お電話いただく際は、会社名と茨城県トラック協会の会員である旨をお伝えください。
- 内容によっては後日ご訪問させていただく場合がございます。
- PC障害等の対応は出来かねます。
- 受付時間：平日 9:00～17:00（土・日・祝日・祭日は除く）

ご連絡先



関彰商事株式会社
関彰サポートセンター（フリーダイヤル）
TEL : 0120-258-569

青年部会主催 令和7年度 第2回研修会

2月7日(土)

①会場：ホテル・ザ・ウエストヒルズ水戸(2階千波東)

水戸市大工町1-2-1 029-303-5111

②参加費：無料 ③定員：50名（先着順）

受付：15:00～

時間：15:30～17:45

部会員でなくても
参加可能！

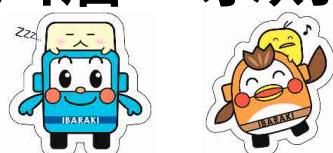
講 演

講演テーマ：『決算書の読み方 基本のキ』



経営デザインコンサルティングオフィス株式会社
代表取締役

川居 宗則 氏



プロフィール
「生成AIで資金調達を加速する専門家」
元銀行支店長として培った経験と1万社
を超える融資支援実績を活かし、2020年
に経営コンサルタントとして独立。中小
企業向けのセミナーや経営相談を実施し
ている。

参 加 申 込

WEBでのお申込み

茨城県トラック協会

検索

FAXでのお申込み

■FAX 029-243-5936

(茨城県トラック協会)

茨城県トラック協会HPの
講習会・セミナーよりお申込みください。
右のQRコードを読み込んでお申込み
することも可能です。



下記に必要事項をご記入の上、送信をお
願い致します。

申し込み締切 1月30日(金)迄

フリガナ		フリガナ	
会社名		参加者名	
営業所		年齢	10代・20代・30代・40代・50代以上
TEL		FAX	

問合せ：(一社)茨城県トラック協会青年部会事務局 皆川・中村

TEL：029-303-6363 FAX：029-243-5936



主催:茨城県トラック協会
青年部会

献血のおねがい

2月 8日(日)



場 所
受付時間

イオンタウン水戸南
10:00~16:00

いろいろ盛りだくさん記念品プレゼント！

茨城県トラック協会
青年部会より
特別記念品
があるっち



トラックの日 PR 事業各支部事業内容

県北支部（細金雅幸支部長）

11月16日（日）、高萩市の「高萩市産業祭」において10名が参加し、グッズを配って交通安全啓発と「トラックの日」及びトラック業界のPR活動をしました。



日立支部（中野勝義支部長）

9月20日（土）、日立市の「日立市民生活安全フェスティバル」において22名が参加し、子供達に対する交通安全教室と「トラックの日」PR活動をしました。



水郡線支部（桜井宗則支部長）

10月18日（土）、大子町の「道の駅奥久慈だいご」において52名が参加し、グッズを配って交通安全啓発と「トラックの日」のPR活動をしました。



常陸那珂支部（望月福男支部長）

11月2日（日）と3日（月）、ひたちなか市の「ひたちなか市産業交流フェア」において16名が参加し、「トラックの日」PR活動と交通遺児支援金の募金活動をしました。



水戸支部（小坪正広支部長）

10月26日（日）、水戸市の「水戸黄門漫遊マラソン」において26名が参加し、マラソンランナー応援隊として「トラックの日」のPR活動をしました。



石岡支部（萩原昇支部長）

11月16日（日）、石岡市の「石岡ふれあいまつり～柿岡城まつり～」において16名が参加し、グッズを配って交通安全啓発と「トラックの日」及びトラック業界のPR活動をしました。



土浦支部（生熊一志支部長）

11月24日（月）、土浦市の「土浦市産業祭」において15名が参加し、グッズを配って「トラックの日」PR活動と交通遺児義援金の募金活動をしました。



県南支部（大塚博支部長）

10月5日（日）、取手市役所藤代分庁舎において35名が参加し、グッズを配って「トラックの日」のPR活動及び清掃活動をしました。



水戸線支部（小倉重則支部長）

10月11日（土）、筑西市の「道の駅グランテラス筑西」において19名が参加し、グッズを配って交通安全啓発と「トラックの日」のPR活動をしました。



常総支部（塙正明支部長）

10月11日（土）、下妻市の「道の駅しもつま」において23名が参加し、グッズを配って交通安全啓発と「トラックの日」のPR活動をしました。



古河支部（小倉邦義支部長）

10月4日（土）、古河市の「道の駅まくらがの里こが」において22名が参加し、グッズを配って交通安全啓発と「トラックの日」のPR活動をしました。



県西支部（前山諭支部長）

11月9日（日）、坂東市の「将門まつり」において22名が参加し、グッズを配って交通安全啓発と「トラックの日」のPR活動をしました。



鹿行支部（熊谷茂穂支部長）

9月24日（水）、行方市の「行方市立麻生東小学校」において11名が参加し、小学生を対象に交通安全教室と「トラックの日」のPR活動をしました。



【常総支部 懇親ゴルフ大会】（塙正明支部長）

12月16日（月）、常総市のフレンドシップカントリークラブにおいて懇親ゴルフを開催し、27名が参加しました。

当日は晴天でゴルフ日和となり、支部内の懇親を目的に、和気あいあいと実施しました。

なお、上位成績は以下のとおりでした。（敬称略）



【個人戦】		ネット	グロス
優 勝	小田部 豪	71.4	81
準優勝	熊谷 茂穂	71.8	85
三 位	近藤 仁	72.6	87
ベスグロ	小田部 豪	—	81

トラック運送事業者の皆様へ

令和8年4月1日から

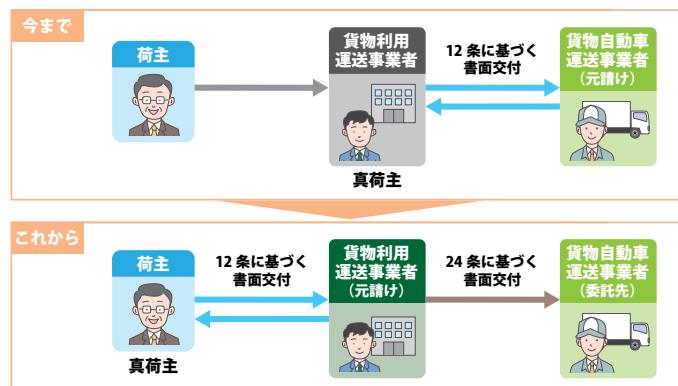
改正トラック法 (貨物自動車運送事業法)

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

改正のポイント

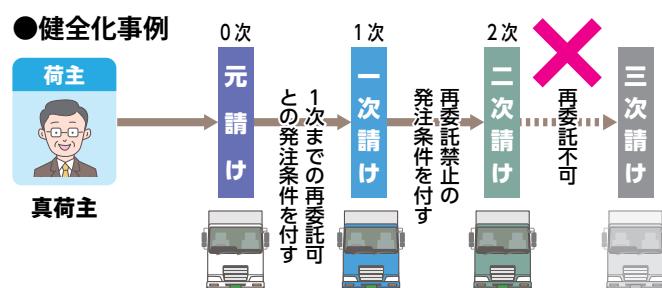
1 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。



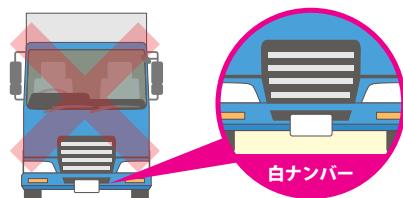
2 委託回数を2回までに制限

実運送事業者の適正運賃収受のために、再委託の回数が2回までに制限（努力義務）されます。



3 白トラ利用の罰則強化

いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります。



国土交通省

公益社団法人
全日本トラック協会

1

書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

- 2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。
- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
 - 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
 - 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者

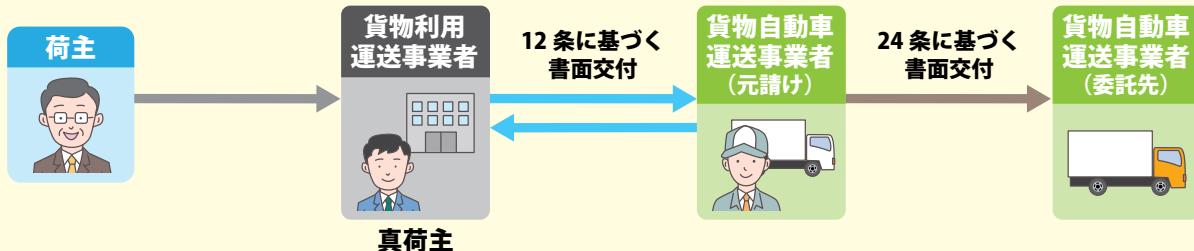


全てのトラックを利用する貨物利用運送事業者に書面交付義務が課されます

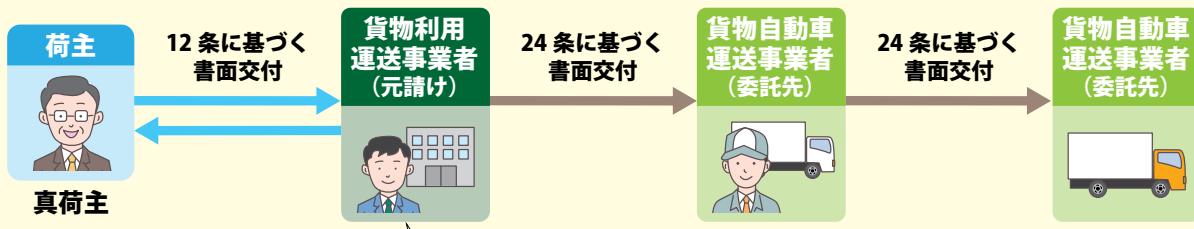
トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするため、荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」においても、書面交付義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合

今まで



これから



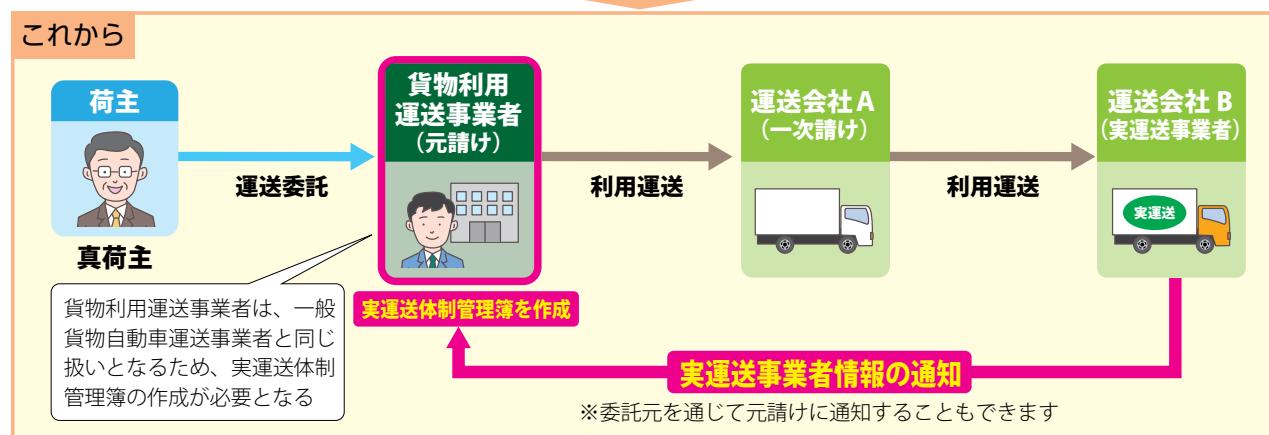
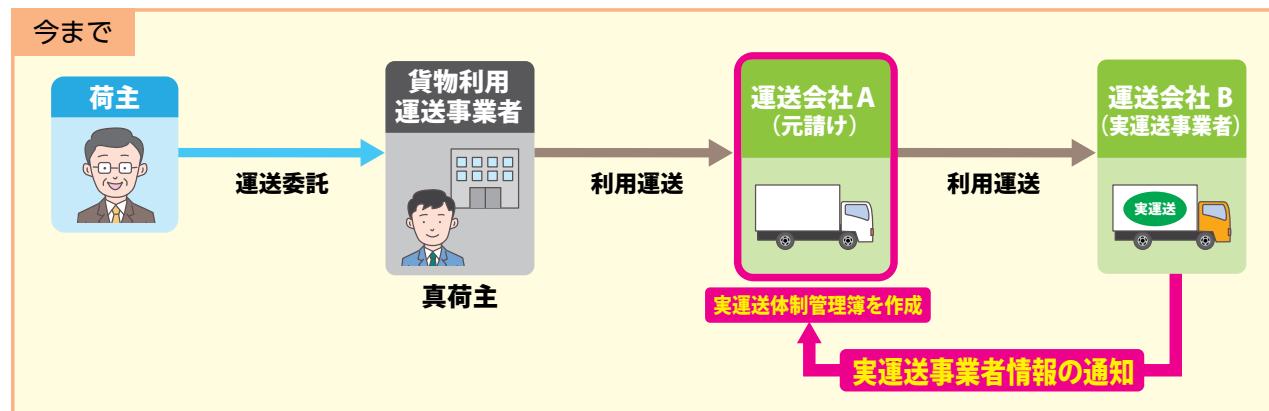
貨物利用運送事業者は、一般貨物自動車運送事業者と同じ扱いとなるため、荷主との間で12条に基づく書面交付が必要となる



元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも 実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るため、荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」においても、実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



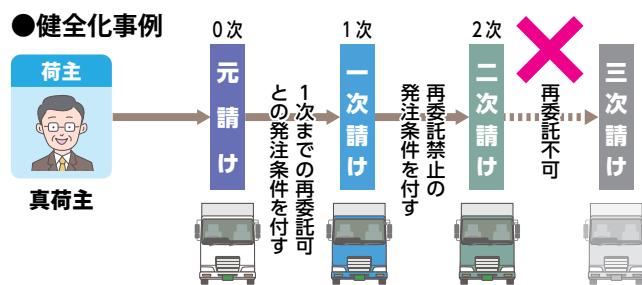
※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

2 委託回数の制限



元請事業者に対して、再委託の回数が2回までに 制限(努力義務)されます

- ①荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ②1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。



3 白トラ利用の罰則強化



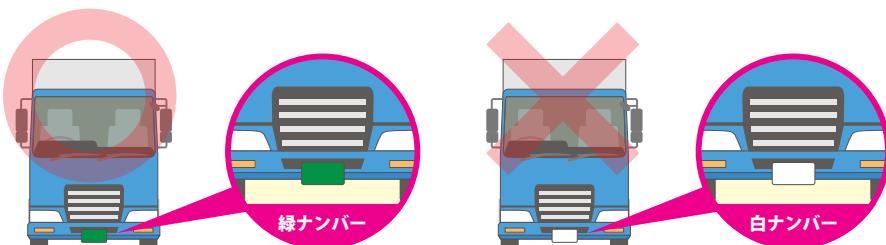
いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は
新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による**是正指導の対象となります。**

(無許可等で貨物自動車運送事業を経営する者への貨物の運送の委託の禁止)

第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。

- 一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を経営する者
- 二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を経営する者
- 三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を経営する者



注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

取適法（令和8年1月1日施行）と**物流効率化法**（令和8年4月1日施行）も
トラック運送事業に関して新しい規制が適用されます。

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細は、
公正取引委員会ホームページをご覧ください。



流通業務総合効率化法（物流効率化法）の詳細は、
物流効率化法ポータルサイトをご覧ください。



国土交通省 トラック運送適正取引
相談窓口はこちら



公益社団法人
JTA 全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック総合会館 TEL.03(3354)1009(代)
ホームページ <https://jta.or.jp/>

荷主の皆様へ

令和8年4月1日から

改正トラック法 (貨物自動車運送事業法) が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の2点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

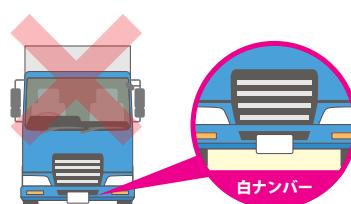
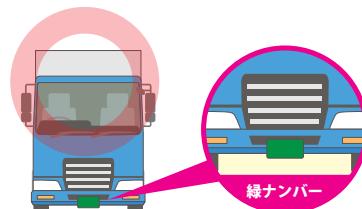
1 白トラ利用の罰則強化

 いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による是正指導の対象となります。

(無許可等で貨物自動車運送事業を経営する者への貨物の運送の委託の禁止)
第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。
 一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を経営する者
 二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を経営する者
 三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を経営する者

注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

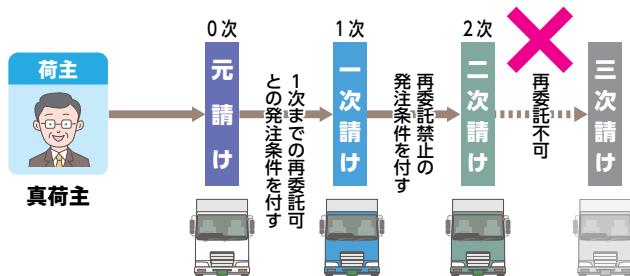


2 委託回数の制限

 元請事業者に対して、再委託の回数が**2回まで**に制限（努力義務）されます。

- ①荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ②1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

●健全化事例



国土交通省

公益社団法人
全日本トラック協会

3 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

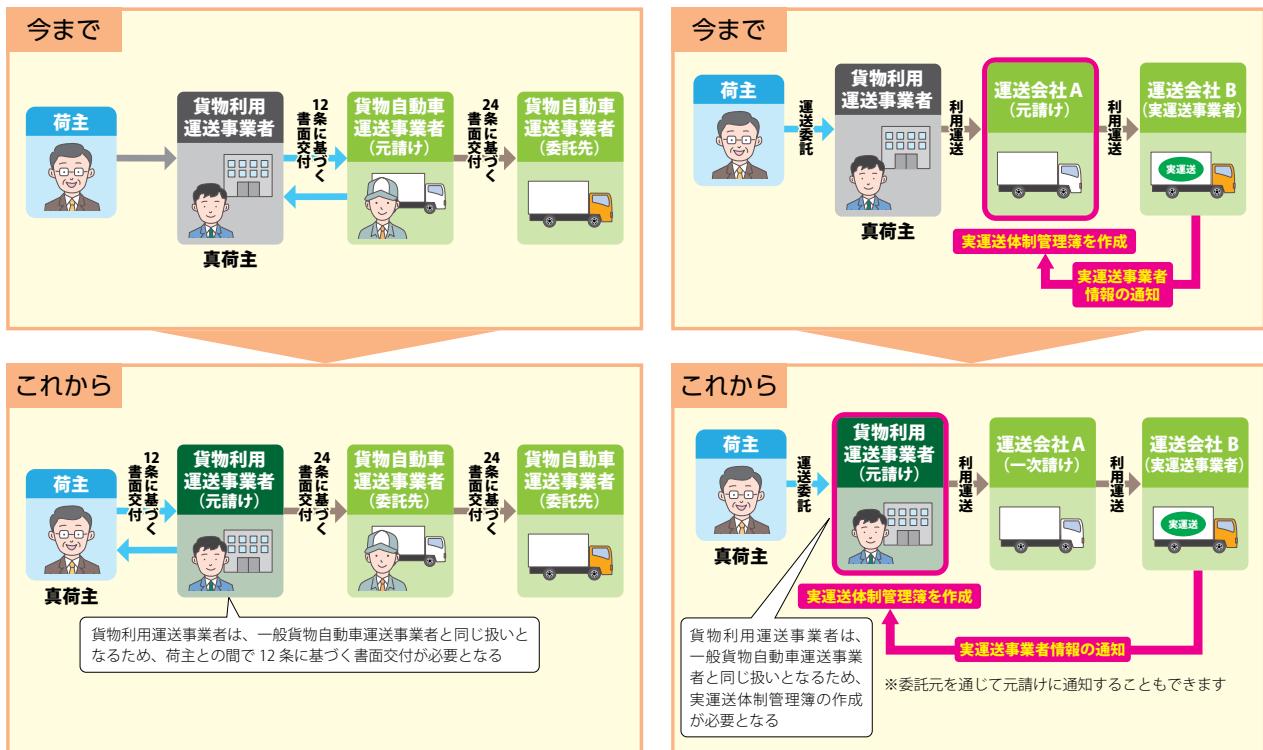
- 2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。
- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
 - 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
 - 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者



元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも 書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」において、トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするための書面交付義務や、荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るための実運送体制管理簿簿作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

国土交通省 トラック運送適正取引
相談窓口はこちら



公益社団法人
JTA 全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック総合会館 TEL.03(3354)1009㈹
ホームページ <https://jta.or.jp/>

物価高騰



適切に賃上げ・値上げできていますか？

茨城県では、物価の高騰に負けない持続的な賃上げの実現に向け、その原資をしっかりと確保していくため、県内中小企業者の「価格転嫁」を促進する各種支援を実施しています。

茨城県の企業様！



こんなお悩み
ありませんか

- 適切な価格転嫁に向けて
何から手をつければいいか分からず
- 専門家による
伴走型支援を受けたい
- 適正な取引価格を知りたい
- 取引先に適切な価格転嫁に
応じてもらえない
- 価格交渉において必要な根拠を示したい

＼ 価格転嫁に関するそのお悩み、専門家に相談できます /

茨城県価格転嫁相談窓口

開設期間：2025年5月1日(木)～2026年3月31日(火)

対象：主たる事業所が茨城県内に所在する中小企業者

無料
で

相談できます

茨城県では、県内企業の適切な価格転嫁を促進するため、「茨城県価格転嫁相談窓口」を設置しています。価格転嫁に関するお悩みを中小企業診断士に無料で相談できます。



無料
で

伴走支援します

また、支援を希望する企業に中小企業診断士を派遣し、価格交渉における課題の洗い出しや、適正な価格転嫁のためのコスト管理方法等についてアドバイスする伴走支援も無料で行っております。

*実際の価格交渉やそのために必要な資料作成は相談企業にて行っていただきます。



派遣回数1社3回まで

まずは、下記お電話・WEBフォームよりお気軽にお申し込みください

茨城県価格転嫁相談窓口
専用ダイヤル

029-233-6737

9:00～17:00(土日祝日除く)

WEBフォーム



茨城県価格転嫁相談窓口

茨城県水戸市三の丸1丁目5番18号(株式会社常陽産業研究所内)
相談対応時間：9:00～17:00(土日祝日除く)
アクセス／JR・鹿島臨海鉄道「水戸駅」徒歩10分

・・・・・ 茨城県では「パートナーシップ構築宣言」の登録サポートも行っています ・・・・・

パートナーシップ構築宣言 をしてみませんか？

「パートナーシップ構築宣言」は、取引先とのパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言し、「成長と分配の好循環」を目指していくことを目的としています。

宣言を行った企業は、公式ポータルサイトに企業名と宣言の内容が掲載され、取組を周知できるほか、補助金や融資などの優遇措置が受けられます。



パートナーシップ構築宣言を行うメリット

01. 公式ポータルサイトに掲載され
取組をアピールできる
02. 専用のロゴマークが使える

03. 国の補助金等の優遇措置
日本政策金融公庫の融資制度

国が実施する補助金での加点措置や税制の
優遇措置が受けられるほか、日本政策金融公庫
が実施する融資制度が利用可能になります。

04. 雇用促進等支援融資
いばらきチャレンジ基金事業

茨城県の制度融資の1つである雇用促進等支
援融資が利用可能になるほか、いばらきチャレ
ンジ基金事業での加点措置が受けられます。

05. 茨城県建設工事入札
参加資格審査加点措置

令和7年度から茨城県建設工事入札参加資
格審査において、加点措置が設けられました。

詳しくは
こちら





上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します



公益社団法人

全日本トラック協会

都道府県トラック協会



引越しは 「引越し安心マーク」の事業者へ

(公社)全日本トラック協会が認定する
引越し優良事業者のマークです。
くわしくは、[引越し安心マーク](#)で検索

「引越し安心マーク」の引越し事業者を選ぶ 4つの安心

- ① 引越しの約束事である「標準引越し運送約款」を守ります。
- ② 苦情等への対応窓口である「お客様対応責任者」を設けています。
- ③ 引越し管理者講習の修了者を全ての事業所に配置しています。
- ④ 引越しに係る法律(消費者契約法や個人情報保護法など)を守ります。

認定事業者は
QRコードで検索!!

郵便番号・
住所や地図からも
探せるよ



ステッカーを貼ってるよ!!
トラックを見かけたら探してみてね!

引越し安心マークの
制度については
こちら



引越し事業者を選ぶなら

<2026年>

2月運行管理者等指導講習日程

2025/11/28

		（1/30より）3日間開催 会場：古河市コスモスプラザ		
1 (日)	【貨物】 【旅客】	出張 適性診断		
2 (月)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分	～ 14時00分
3 (火)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分	～ 14時00分
4 (水)	【旅客】	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分	～ 14時00分
5 (木)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分	～ 14時00分
6 (金)	【貨物】	一般講習 【出張：宇都宮市清原会場】	10時00分	～ 16時00分
6 (金)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分	～ 14時00分
7 (土)	【旅客】	運行管理者試験対策講座 旅客総合	9時30分	～ 16時30分
8 (日)	【貨物】	運行管理者試験対策講座 貨物総合 【出張：古河市会場】	9時30分	～ 16時30分
8 (日)	【貨物】	運行管理者試験対策講座 貨物総合	9時30分	～ 16時30分
9 (月)	【貨物】	テールゲートリフター特別教育(6時間)	10時00分	～ 17時30分
2	9 (月)	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分	～ 14時00分
10 (火)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分	～ 14時00分
11 (水)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分	～ 14時00分
12 (木)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分	～ 14時00分
13 (金)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分	～ 14時00分
14 (土)	【貨物】	一般講習 【出張：古河市会場】	10時00分	～ 16時00分
15 (日)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時30分	～ 14時30分
月	15 (日) ～2日間	第1回初任運転者特別教育 1日目 【栃ト協主催／会場：トーブモータースクール】 " 2日目	10時00分	～ 18時00分
	16 (月)	一般講習 【出張：館林市会場】	8時00分	～ 17時15分
	17 (火)	一般講習 <昼休憩なし>	10時00分	～ 16時00分
	19 (木)	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分	～ 14時00分
	20 (金) ～3日間	出張 適性診断 3日間開催 ※支部会員予約優先期間を設定しています 【旅客】 栃ト協石岡支部主催 会場：石岡市ふれあいの里石岡ひまわりの館	10時00分	～ 17時00分
	20 (金) ～3日間	基礎講習 1日目 " 2日目・3日目	9時30分	～ 16時30分
	24 (火)	一般講習	10時00分	～ 16時00分
	25 (水) ～2日間	特別講習 1日目 " 2日目	10時00分	～ 17時00分
	27 (金)	一般講習 <昼休憩なし>	10時00分	～ 17時00分
	28 (土)	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分	～ 14時00分



国土交通大臣認定業務実施機関
とちぎ安全教育センター
 栃木県鹿沼市流通センター66 とちぎ流通センター連合会館内

TEL.0289-74-5070

<http://a-sec.jp>

交通安全かわら版

～令和7年中の交通事故～

令和8年1月
茨城県警察本部交通総務課

No. 1

令和7年中の死者数82人 (前年比-12人、全国ワースト第10位)

1 全国との比較

★ 交通事故死者上位都道府県

順位	都道府県	死者数	前年比
1	神奈川	139	+30
2	東京	134	-12
3	北海道	129	+25
4	埼玉	125	+12
5	千葉	122	-9
6	大阪	120	-7
7	愛知	112	-29
8	兵庫	98	-11
9	福岡	85	-6
10	茨城	82	-12

※ 全国の死者数 2,547人、前年比-116人(-4.4%)

★ 人口10万人当たり

順位	都道府県	死者数
1	滋賀	3.87
2	高知	3.87
14	茨城	2.94
全国平均		2.06

※1 人口

R7/7/1 現在

※2 順位

小数点2桁以下まで参照

★ 自動車1万台当たり

順位	都道府県	死者数
1	滋賀	0.50
2	愛媛	0.45
25	茨城	0.31
全国平均		0.31

※ 自動車台数

R6/12/31 現在

2 県内の交通事故の主な特徴【発生件数 80件、死者数 82人】

市町村	水戸市が13人(+2)で最多、次いで筑西市が5人(+4)
地域	県央(+1)、県西(+5)が各23人で最多、次いで県南が21人(-10)、鹿行が7人(±0)、県北が6人(-8)、高速道が2人(±0)
第1当事者の年齢層	「70歳以上」が26件(-5)で最多、次いで「20歳代」が13件(-1) 高齢者 32件(-6) 構成率40.0%
原因	「前方不注意」が18件(-5)で最多、次いで「一時不停止」が14件(+10)
飲酒運転	発生件数が8件(+3)、死者数が8人(+3)
事故類型	「車両相互」が38人(+2)で最多、次いで「人対車両」が23人(-12)、「車両単独」が21人(-1)、列車が0人(-1) 小類型では、「車両相互-出会い頭」が23人(+13)で最多
昼夜	「昼間」は45人(-1) 構成率54.9%、「夜間」は37人(-11) 構成率45.1%
時間帯	「16~18時」が13人(+1)で最多、次いで「14~16時」が11人(+5)
死者の年齢層	「80歳以上」が24人(-11)で最多、次いで「70歳代」が23人(+6) 高齢者 50人 (構成率61.0%) 全国ワースト第8位 児童・生徒の死者数 幼児 1人(+1)、小学生 1人(±0) 中学生 0人(±0)、高校生 5人(+4)
シートベルト	四輪車乗車中の死者39人中、14人(35.9%)がシートベルト非着用 非着用14人中、10人(71.4%)は着用していたら助かった可能性あり
特記事項	令和7年12月中の死亡事故(発生件数8件、死者数8人)の特徴 ・昼夜別では、「夜間」が6件 ・類型別では、「人対車両」が5件 ・死者の年齢別では、高齢者が5人

※1 「高齢者」とは65歳以上をいう。

2 「飲酒運転」とは原付以上が第1当事者となった事故で、その運転者が飲酒していた場合をいう。

3 ()内は前年比

4 数値はいずれも速報値



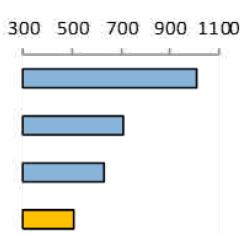
茨城県警察本部生活安全総務課
いばらき防犯ファイル R7 No.58

令和7年11月末の自動車盗難事件認知状況

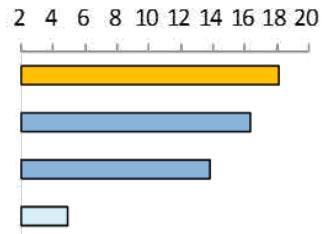
認知件数 509件(前年比 -3件) ※ 暫定値

● 全国順位

認知件数	
順位	都道府県
1位	愛知
2位	埼玉
3位	神奈川
4位	茨城

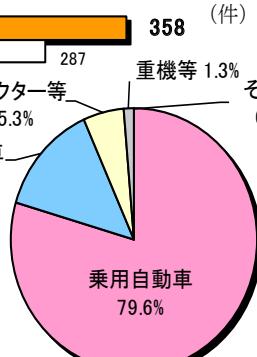
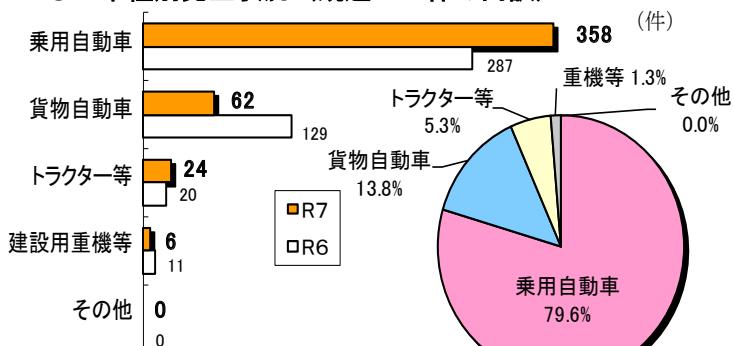


犯罪率	
順位	都道府県
1位	茨城
2位	群馬
3位	栃木
—	全国平均



※犯罪率：人口 10万人当たりの認知件数

● 車種別発生状況（既遂 450 件の内訳）

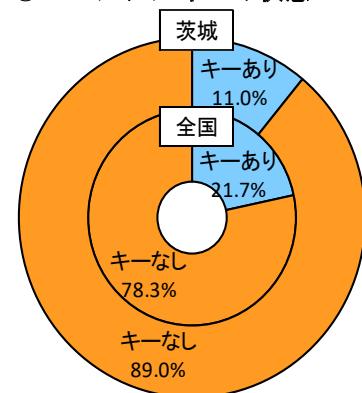


【被害が多い自動車】

- ・乗用車：プリウス、ランドクルーザー、ハリアー、アルファード、レクサス LX、レクサス LS 等
- ・貨物車：キャリイ、ハイゼット、レンジャー、エルフ、キャンター、ハイエース等

※本県では、被害車両の9割弱が車内にキーが無い状態(施錠中含む。)で被害に遭っています。

● エンジンキーの状態



防犯メモ

- ★ 保管場所に、防犯カメラや音や光を発する盗難防止装置等を設置しましょう。
- ★ 駐車場に扉がある場合は、夜間は、必ず扉を閉め鍵をかけましょう。
※南京錠が破壊される事案も発生しています。頑丈な鍵を複数使用するなどの対策を行いましょう。
- ★ 車両への盗難防止装置(警報器・強固なバー式ハンドルロック等)の設置や、GPS装置等、複数の防犯対策を行いましょう。

※イモビライザ搭載車も多数被害に遭っています。



ドアロックだけでは愛車を守れません！

万全な防犯対策で被害を未然に防ぎましょう！



2025年度「Gマーク」安全性優良事業所認定結果

【茨城県：983事業所、認定率31.5%】へ前進

認定マーク『Gマーク』



長期認定事業所用『ゴールドGマーク』



2025年12月16日（火）、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関は、トラック運送事業者の安全対策について、事業所単位における取組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」(Gマーク)の評価を決定し、申請事業所7,504事業所のうち、新規・更新を合わせた7,223事業所を認定しました。

茨城県では、申請件数274件に対し、認定要件抵触数8件があり、266件になりました。内訳については、新規申請42事業所、初回更新39事業所、2回目更新47事業所、3回目更新72事業所、4回目更新44事業所、5回目更新22事業所が厳正な審査の結果認定されました。これにより認定事業所の総数は983事業所、認定取得率は31.5%となりました。

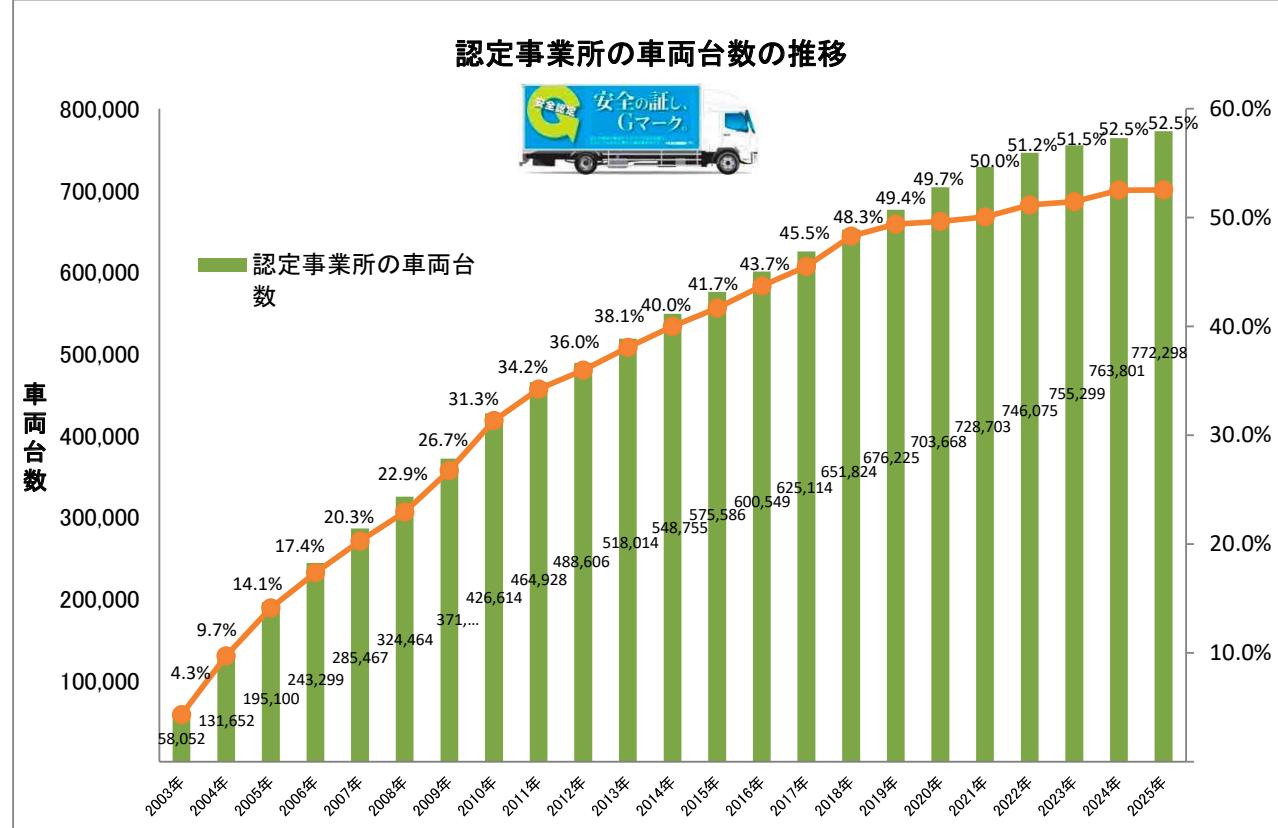
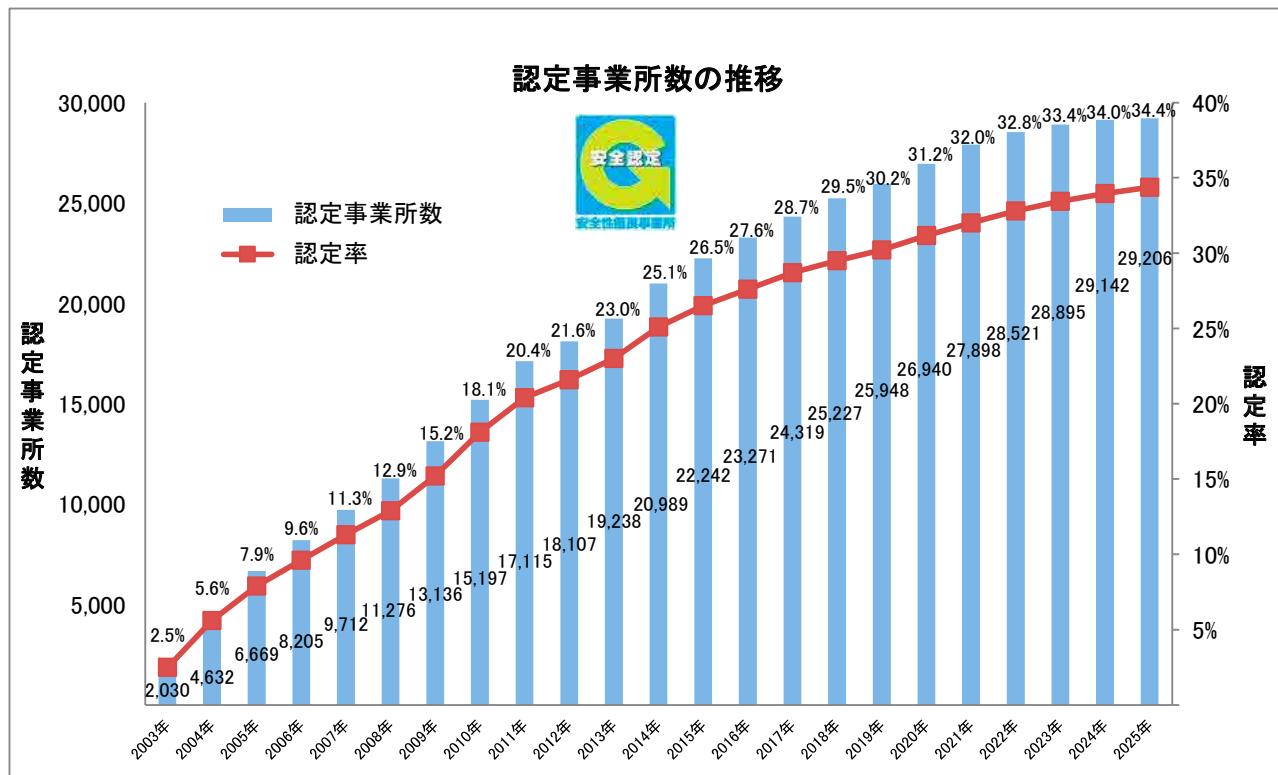
茨城県としましては、今後も引き続き県内のGマーク認定事業所の一層の拡大に向け、Gマーク取得のための普及促進等を実施し、あと一歩に迫った全国平均34.4%を目指し更に努めて参ります。

2025年度（茨城県:全国）Gマーク認定事業所数、認定率の推移



認定事業所数及び認定事業所の車両台数の推移

2025年12月16日現在



安全性優良事業所 都道府県別認定状況

2025年12月16日 現在

地区名	2022年度						2023年度						2024年度						2025年度						認定取得率 (参考) 認定取得率 合計+ 事業所数 (全体会)														
	新規	初更	2更	3更	4更	5更	(合計)	新規	初更	2更	3更	4更	5更	(合計)	新規	初更	2更	3更	4更	5更	(合計)	新規	初更	2更	3更	4更	5更	(合計)											
	札幌	0	0	26	23	24	26	99	0	0	28	47	36	35	22	18	186	6	31	32	26	31	33	32	191	30	31	22	25	28	24	0	160	636					
函館	0	0	2	11	7	5	25	0	1	4	8	5	5	5	28	3	5	1	8	6	6	4	33	2	4	1	1	3	10	0	21	107							
室蘭	0	0	2	8	5	9	24	0	7	7	16	11	8	5	54	4	9	4	10	7	4	8	46	1	10	4	1	4	6	0	26	150							
旭川	0	0	9	17	6	12	44	0	9	8	12	7	7	10	53	6	4	7	8	12	5	12	54	3	6	5	6	7	4	0	31	182	29.1%	32.2%					
帯広	0	0	5	6	6	8	25	0	10	8	6	7	3	4	38	2	4	4	4	7	7	8	38	5	2	3	8	5	8	0	31	132							
釧路	0	0	4	5	2	9	20	0	8	3	4	4	2	4	25	5	7	10	2	6	4	6	40	4	4	9	5	3	6	0	31	116							
北見	0	0	2	5	5	3	15	0	3	4	4	3	2	5	21	1	1	3	1	3	4	10	23	1	1	5	1	3	4	0	15	74							
北海道	0	0	50	75	55	72	252	0	66	81	86	72	49	51	405	27	61	61	62	72	64	78	425	46	58	49	47	53	62	0	315	1,397	29.1%	32.2%					
青森	0	0	9	11	9	15	44	0	13	28	9	16	11	10	87	22	14	19	20	16	15	9	115	20	14	17	13	14	18	0	96	342	34.7%	38.3%					
岩手	0	0	13	12	20	15	60	0	6	17	20	17	12	21	93	9	14	11	21	8	21	19	103	16	14	15	16	13	15	0	89	345	35.7%	39.9%					
宮城	0	0	44	20	19	29	112	0	33	33	59	34	34	23	216	19	24	30	42	25	23	21	184	16	13	32	41	31	23	0	156	668	37.7%	40.8%					
秋田	0	0	6	5	29	9	49	0	9	3	10	17	14	9	62	6	7	4	5	9	12	21	64	3	4	7	11	16	13	0	54	229	38.6%	44.0%					
山形	0	0	11	8	19	17	55	0	9	8	9	9	12	5	52	5	6	8	12	10	13	23	77	9	8	1	8	13	8	0	47	231	39.2%	43.3%					
福島	0	0	23	22	36	28	109	0	26	22	34	25	28	14	149	17	20	15	23	21	23	23	142	28	20	20	33	27	27	0	155	555	35.5%	39.3%					
東北	0	0	106	78	132	113	429	0	96	111	141	118	111	82	659	78	85	87	123	89	107	116	685	92	73	92	122	114	104	0	597	2,370	36.6%	40.4%					
茨城	0	0	65	43	36	13	157	0	56	47	77	50	20	18	268	40	52	44	71	41	18	26	292	42	39	47	72	44	22	0	266	983	31.5%	36.7%					
栃木	0	0	24	12	11	9	56	0	16	23	54	20	11	9	133	22	22	17	24	26	12	10	133	14	23	20	26	17	7	0	107	429	28.0%	29.3%					
群馬	0	0	18	25	40	10	93	0	32	21	44	27	14	9	147	20	25	22	26	28	21	12	154	17	27	26	19	28	18	0	135	529	32.0%	35.9%					
埼玉	0	0	78	69	79	34	260	0	81	86	124	108	34	29	462	80	79	85	117	83	68	51	563	74	60	103	89	72	59	0	457	1,742	31.8%	34.6%					
千葉	0	0	65	51	55	36	207	0	61	43	97	96	32	32	361	47	48	38	89	78	40	36	376	59	48	50	65	76	44	0	342	1,286	31.4%	35.0%					
東京	0	0	75	81	53	47	256	0	53	71	171	93	40	72	500	46	64	71	114	77	57	65	494	55	49	62	62	59	62	0	349	1,599	29.3%	33.9%					
神奈川	0	0	71	52	37	49	209	0	69	66	98	72	45	39	389	62	72	85	128	83	40	39	509	67	66	55	71	73	38	0	370	1,477	34.3%	37.8%					
山梨	0	0	6	12	15	14	47	0	13	11	9	5	13	6	57	7	13	5	11	15	10	8	69	9	7	9	22	13	13	0	73	246	39.6%	46.6%					
関東	0	0	402	345	326	212	1,285	0	381	368	674	471	209	214	2,317	324	375	367	580	431	266	247	2,590	337	319	372	426	382	263	0	2,099	8,291	31.4%	35.3%					
新潟	0	0	36	19	33	30	118	0	16	25	66	32	39	41	219	23	30	24	22	24	30	37	190	16	21	26	35	16	18	0	132	659	50.4%	55.2%					
長野	0	0	15	16	29	45	105	0	25	23	20	17	19	16	120	13	20	13	19	25	22	48	160	20	19	12	18	14	28	0	111	496	42.5%	46.9%					
富山	0	0	12	22	21	19	74	0	10	8	18	20	16	16	88	13	8	10	14	17	13	12	87	15	11	13	9	19	15	0	82	331	40.2%	44.5%					
石川	0	0	22	15	18	14	69	0	16	19	30	20	14	13	112	5	9	15	18	14	16	11	88	8	13	20	24	12	16	0	93	382	38.6%	43.7%					
北陸信越	0	0	85	72	101	108	366	0	67	75	134	89	88	86	539	54	67	62	73	80	81	108	525	59	64	71	86	61	77	0	418	1,840	43.6%	48.4%					
福井	0	0	10	19	8	8	45	0	11	6	15	12	8	12	64	37	17	7	12	10	7	18	108	6	11	19	7	15	12	0	70	287	44.7%	49.9%					
岐阜	0	0	20	16	45	15	96	0	19	14	19	29	19	8	108	19	18	19	31	35	13	10	145	18	12	19	15	19	18	0	101	450	31.8%	34.2%					
静岡	0	0	35	37	50	59	181	0	50	37	63	64	42	54	310	40	35	32	40	60	49	33	289	36	41	38	54	43	42	0	254	1,034	38.5%	41.5%					
愛知	0	0	90	87	98	69	344	0	85	64	86	138	72	91	536	79	68	100	79	73	107	574	68	69	91	92	99	66	0	485	1,939	39.8%	41.3%						
三重	0	0	36	27	30	19	112	0	13	21	22	28	7	16	107	10	22	15	60	37	18	10	172	15	14	22	27	24	19	0	121	512	34.1%	36.2%					
中部	0	0	191	186	231	170	778	0	178	142	205	271	148	181	1,125	185	160	141	243	221	160	178	1,288	143	147	189	195	200	157	0	1,031	4,222	37.9%	40.2%					
滋賀	0	0	23	45	13	13	94	0	23	22	34	15	7	10	111	12	13	22	25	21	11	14	118	25	10	9	24	25	12	0	105	428	43.0%	45.5%					
京都	0	0	29	20	27	21	97	0	27	18	23	35	13	15	131	18	24	17	39	24	18	29	169	104	16	1													

令和7年度『Gマーク』安全性優良事業所 認定一覧

計 266社

2025年12月16日現在

新規:42社 (有効期限:2026年1月1日~2027年12月31日 2年間)

株式会社坂井運輸 本社	ヤマト運輸株式会社 鹿嶋長栖営業所
オース・ライン株式会社 茨城	株式会社港陸ライン 茨城営業所
TKG株式会社 水木営業所	藤田商事株式会社 茨城
東ヶ峰運輸株式会社 下館	株式会社AI・カンパニー 本社営業所
株式会社ルート・サービス茨城 本社営業所	東部運輸株式会社 茨城営業所
トヨタモビリティーパーツ株式会社 日立営業所	株式会社小野運送店 東茨城営業所
平塚運送有限会社 本社営業所	常陽運送株式会社 坂東営業所
株式会社麻妃ライン 笠間営業所	株式会社藤井運送 水戸営業所
有限会社ばば運輸 本社営業所	有限会社貝塚運輸 本社
株式会社ソカサ 茨城営業所	エコウイング物流株式会社 茨城
つくば急送有限会社 本社営業所	株式会社SEIKOU Logi-System 本社営業所
トヨタモビリティーパーツ株式会社 神栖営業所	株式会社サカイ引越センター 日立
トヨタモビリティーパーツ株式会社 下妻営業所	株式会社鹿沼梶包運輸 阿見営業所
トヨタモビリティーパーツ株式会社 土浦営業所	株式会社吉川ゼネラルソリューション 鹿島営業所
幹光運輸株式会社 本社営業所	東水運輸株式会社 本社営業所
株式会社ヤマガタ つくば営業所	伍代産業有限会社 本社営業所
大郷運輸株式会社 日立営業所	宮田運送株式会社 茨城営業所
滑川輸送有限会社 本社営業所	株式会社誠光運輸 つくば営業所
西濃運輸株式会社 龍ヶ崎支店	株式会社鹿沼梶包運輸 茨城営業所
株式会社エヌティロジスティクス 古河	有限会社神栖鋼機 本社営業所
有限会社栗原運送店 本社営業所	有限会社中島梶包運輸 本社

1回目更新:39社 (有効期限:2026年1月1日~2028年12月31日 3年間)

有限会社つくばプランニング 本社営業所	株式会社サカイ引越センター 土浦支社
有限会社北関東運送 本社営業所	有限会社砂川運送 本社営業所
株式会社啓生運輸 鹿島営業所	株式会社葉月 本社営業所
安立サービス株式会社 加倉井センター	株式会社つくばロジスティクス 本社営業所
吽野流通運輸有限会社 本社営業所	有限会社茨城環境開発 本社
株式会社藤原運輸商事 関東営業所	アサヒロジスティクス株式会社 水海道営業所
鴻池運輸株式会社 震ヶ浦営業所阿見事業所	丸信運輸株式会社 茨城営業所
佐川急便株式会社 潮来営業所	有限会社丸亀運送 本社営業所
コナンファシリティーズ株式会社 阿見営業所	株式会社ツカサ 土浦営業所
有限会社サッケン 大洗営業所	京北運輸株式会社 関東営業所
LPG物流株式会社 土浦営業所	東海西部運輸株式会社 茨城支店
創建運輸株式会社 茨城石岡営業所	株式会社梅里物流サービス つくば営業所
株式会社小野寺商事 つくば営業所	ケーアイ運輸株式会社 本社営業所
中央梶包運輸株式会社 猿島店	株式会社三春商会 つくば・阿見営業所
大虎運輸東京株式会社 茨城営業所	昇運輸有限会社 つくば営業所
佐川急便株式会社 茨城営業所	有限会社ワタベ商会 本社営業所
芝浦運輸機工株式会社 結城営業所	株式会社電材ロジスティクス 神栖営業所
株式会社太陽流通サービス 茨城営業所	株式会社ハート引越センター 茨城営業所
株式会社カインズ・ロジ 茨城営業所	有限会社トニー・ワン 本社営業所
株式会社筑波物流 石岡営業所	一

2回目更新:47社 (有効期限:2026年1月1日~2029年12月31日 4年間)

有限会社篠田通産 本社営業所	株式会社カーサポート 水戸笠原営業所
丸盛輸送株式会社 茨城営業所	株式会社風見商事 本社営業所
博大運送有限会社 本社営業所	株式会社テクニカル物流 本社営業所
大友ロジスティクスサービス株式会社 土浦営業所	有限会社関東エキスプレス 本社営業所
大友ロジスティクスサービス株式会社 古河営業所	株式会社エスユーロジ つくばみらい事業所
大友ロジスティクスサービス株式会社 ひたちなか営業所	関東運輸株式会社 共配水戸事業所
株式会社むさし陸運 本社営業所	株式会社大塚運輸 本社営業所
ワーレックス株式会社 鹿島営業所	株式会社水戸香美運輸 本社
株式会社杉孝 栗橋営業所	日立運送有限会社 本社営業所
小倉マスターズライン有限会社 本社営業所	株式会社ホームエネルギー関東 茨城センター
株式会社ケーズキャリーサービス ひたちなか営業所	県南陸運株式会社 本社営業所
イズミ物流株式会社 古河営業所	株式会社丸正興運 本社営業所
有限会社宝山物流 本社営業所	吉田海運株式会社 茨城営業所
株式会社IRSエキスプレス 本社	株式会社リープ 茨城営業所
TSネットワーク株式会社 水戸流通センター	株式会社ホームエネルギー関東 鹿島センター
鹿島参宮通運株式会社 常陸小川営業所	株式会社エスケイコールド 本社
株式会社滋賀運送甲賀 関東支店古河営業所	株式会社ホームエネルギー関東 龍ヶ崎センター
株式会社ケーズキャリーサービス 土浦営業所	株式会社ホームエネルギー関東 茨城中央出張所
小松崎運輸有限会社 本社営業所	関東物流株式会社 本社
京信交易輸送株式会社 本社営業所	トレース株式会社 本社
株式会社太基運輸 本社営業所	鴻池運輸株式会社 茨城北営業所

※次ページに続く

※前ページの続き

株式会社トマト 本社	株式会社アースエコ 本社営業所
株式会社茨城荷役運輸本社	浪速運送株式会社 岩間営業所
株式会社ユーカリ物流 茨城	—

3回目更新:72社 (有効期限:2026年1月1日~2029年12月31日 4年間)

鈴江茨城株式会社 本社営業所	株式会社NBSロジソル つくば営業所
丸全水戸運輸株式会社 高萩営業所	株式会社東日本トランスポーティ 常総営業所
晃陸運株式会社 本社営業所	伊藤運輸倉庫株式会社 土浦営業所
晃陸運株式会社 つくば営業所	西濃運輸株式会社 水戸支店
大洗港湾運送株式会社 本社営業所	株式会社田尻産業運輸 本社
有限会社栗山商事 運輸部営業所	株式会社大洗輸送 本社
桜南運輸有限会社 本社営業所	株式会社セフティ物流 守谷営業所
水戸急送株式会社 本社営業所	川澄運送有限会社 本社営業所
株式会社港南運輸 本社	近物レックス株式会社 土浦運行事業所
日豊運輸株式会社 本社営業所	株式会社ヤマガタ 総和営業所
やまとや運輸有限会社 本社営業所	有限会社マルキ商事 本社営業所
株式会社谷沢運輸 本社営業所	五光物流株式会社 本社営業所
株式会社ディリートransport 水戸事業所	アートセッティングデリバリー株式会社 つくば支店
近物レックス株式会社 日立運行事業所	エス・ティー・サービス株式会社 岩井営業所
株式会社暁運輸 霞ヶ浦営業所	安房運輸株式会社 土浦営業所
株式会社ITO 茨城営業所	有限会社青木貨物運輸 本社営業所
佐々木興業株式会社 土浦	大東運送有限会社 本社営業所
平和貨物運送株式会社 本社営業所	アートセッティングデリバリー株式会社 水戸支店
株式会社オアシス つくば営業所	株式会社青和運輸 茨城営業所
株式会社吉澤運送 本社営業所	株式会社ヤマガタ 鹿島北港
川崎商運株式会社 本社営業所	有限会社まるこ運送店 本社営業所
前山倉庫株式会社 石下営業所	日立建機ロジテック株式会社 臨港事務所
株式会社日硝ハイウェー 土浦営業所	株式会社山菱トランスポーティ 本社営業所
有限会社川崎商運 本社営業所	ヨシアース株式会社 常総営業所
国際ロジテック株式会社 笠間センター	ママニ屋物流サービス株式会社 本社営業所
国際ロジテック株式会社 鹿嶋センター	有限会社つくば輸送 本社営業所
国際ロジテック株式会社 十王センター	八鍬運送有限会社 本社
国際ロジテック株式会社 土浦センター	県西運輸株式会社 本社
国際ロジテック株式会社 常陸太田センター	有限会社リンク 本社営業所
国際ロジテック株式会社 ひたちなかセンター	東都輸送株式会社 美浦営業所
国際ロジテック株式会社 錦田センター	株式会社テクニカルコールド関東 本社営業所
国際ロジテック株式会社 水戸センター	有限会社総合整備 本社営業所
株式会社川崎商事 本社営業所	株式会社土浦関東商事 本社営業所
株式会社ライフサポート・エガワ 土浦営業所	関東商事株式会社 本社営業所
東和物流株式会社 土浦営業所	和喜輸送株式会社 茨城営業所
新関東ネギシ株式会社 鹿嶋	株式会社NTC 本社営業所

4回目更新:44社 (有効期限:2026年1月1日~2029年12月31日 4年間)

株式会社明和油送 鹿嶋営業所	株式会社ヤマガタ 常陸那珂港営業所
株式会社ハードウン潮来営業所	東京福山通運株式会社 水戸支店
中部急送株式会社 茨城営業所	三共貨物自動車株式会社 岩瀬営業所
関東福山通運株式会社 いばらき筑西支店	株式会社日之出運輸 茨城支店
株式会社世新 茨城営業所	北海道通運株式会社 関東支店
柳田運輸株式会社 水海道営業所	JPロジスティクス株式会社 土浦支店
前山運送株式会社 本社営業所	株式会社ヤマガタ 常陸大宮営業所
千代川運輸株式会社 結城営業所	飯田物流株式会社 鹿嶋支店
株式会社トヨーエフピー 利根営業所	株式会社サカイ引越センター 水戸支社
幹光運輸株式会社 水戸営業所	丸茂産業株式会社 美野里営業所
関東福山通運株式会社 日立支店	丸関運輸株式会社 本社営業所
関東福山通運株式会社 竜ヶ崎	東澤運送有限会社 茨城西営業所
株式会社大塚組 霞ヶ浦営業所	株式会社パルシステム・イースト 那珂営業所
成田運送株式会社 つくば営業所	株式会社パルシステム・イースト 土浦
株式会社AZロジコム 本社営業所	株式会社パルシステム・イースト 水戸
株式会社NBSロジソル 茨城営業所	株式会社LNJ東京 大洗営業所
株式会社NBSロジソル 水戸営業所	株式会社サカイ引越センター つくば支社
茨城中央運輸有限会社 本社営業所	株式会社まるあ 鹿島事業所
茨城中央運輸有限会社 ひたちなか	美野里運送倉庫株式会社 古河営業所
明治ロジテック株式会社 茨城事業所	株式会社LNJ関東 土浦営業所
関東トナミ運輸株式会社 水海道	株式会社ニチエイ・ベスト・プロデュース つくば営業所
カメイ物流サービス株式会社 日立営業所	株式会社三原物産 本社営業所

5回目更新:22社（有効期限:2026年1月1日～2029年12月31日 4年間）

第一貨物株式会社 水戸支店	ケーエルサービス東日本株式会社 茨城営業所
ワーレックス株式会社 勝田営業所	株式会社首都圏ロジスティクス 茨城センター
株式会社鈴与カーゴネット 北関東結城営業所	株式会社新開トランSPORTシステムズ つくば営業所
茨城流通サービス株式会社 本社営業所	株式会社ジェーラインエクスプレス 水戸営業所
株式会社八戸急行 北関東営業所	高橋陸送株式会社 日立営業所
株式会社サンキュウ・トランSPORT・東日本 鹿島営業所	八洲運輸株式会社 茨城営業所
京阪運輸株式会社 関東営業所	福山通運株式会社 いばらき坂東支店
株式会社ニヤクコーポレーション 日立事業所	株式会社弥生京極社 鹿島支店
株式会社ロジス・ワークス 茨城事業所	株式会社ネクスト 関東支店
株式会社丸運ロジスティクス関東 日立	下館地区通運株式会社 川島営業所
西濃運輸株式会社 北茨城支店	旭新運送株式会社 鹿島営業所

令和7年度第9回「初任運転者に対する特別な指導講習会」開催

12月2日（火）・3日（水）の2日間、茨城県トラック総合会館研修室において、貨物自動車運送事業安全規則第10条第2項の規定に基づく「事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（初任運転者）」を対象とする初任運転者講習会を開催しました。9回目の今回は、13事業所から14名が参加しました。

茨城県貨物自動車運送適正化事業実施機関の指導員4名により、「運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき、実車を用いた指導を除く12時間について、一般的な指導及び監督の実施マニュアル、事業用トラックドライバー研修テキストの他、DVD教材を用いて関係法令、飲酒運転事故事例、SAS検査の重要性、さらには「危険の予測及び回避」における実際のドライブレコーダー映像を用いた教材を活用しながら講習会を実施しました。両日とも講習内容の把握を目的とする理解度テストを実施しながら、受講者全員で講習内容の理解を深めました。

受講者の方々は熱心に聴講され、指導講習会について「初任運転者として必要とする基本的な知識や実例を用いた動画等による説明が多く分かりやすかった。本講習会で学んだ知識を参考にしながら今後の事故防止に努めます」等の意見が聞かれ、安全運転・事故防止についての意識を高めることができました。



初任運転者教育の開催について

(一社) 茨城県トラック協会では「初任運転者特別講習」を「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示」(国土交通省告示第1366号)に基づき初任運転者に対する座学の15時間以上の教育について、実車を用いて指導する項目を除く教育(12時間)を協会が事業者に代わって開催しますのでご案内します。

記

1 初任教育開催日及び時間

毎月開催

- ・受付開始 9:00~
 - ・教育時間 9:30~16:30 (昼休憩12:00~13:00、外出可)
- * 座学12時間の教育内容を、2日間で教育を行います。

2 開催場所

茨城県トラック総合会館 (2F研修室)

茨城県水戸市見川町2440-1 TEL029-303-7201 (適正化事業部)

3 初任運転者教育内容

座学12時間：初任教育カリキュラム参照（別添）

なお、実車を用いた教育（積載方法、日常点検及び車高等のトラックの構造上の特性）については、各事業者において3時間以上実施すること

4 教育対象者

初任運転者（運転手として新たに雇い入れた者で、営業用トラックの経験がない、あるいは経験はあるが3年以上のブランクのある方が対象になります）

5 申込み方法

毎月、開催日の5日前迄を締切りとし、別紙により「初任運転者教育申込書」をFAXまたは、セミナー予約システム(<https://seminar.ibatokyo.or.jp>)にてお申込み下さい。
(担当者 適正化事業部 郡司(孝)・富永)

初任運転者に対する特別な指導教育カリキュラム

教 育 項 目	教 育 内 容	時間	実施機関	備考			
1. 運転の心構え	トラック輸送の社会的重要性、事故の社会的影響、交通事故統計を用いた教育、安全運行の心構え	12 時間	茨城県トラック協会	国土交通省発行 一般的な指導及び監督の実施マニュアル及びDVD等を使用			
2. 安全確保の遵守すべき基本的事項	トラック運行に係る法令、義務を果たさない場合の影響の把握						
3. 構造上の特性	トラックの特性に合わせた運転、トレーラーの特性に合わせた運転、貨物の特性を理解した運転						
4. 正しい積載方法	偏荷重の危険性、安全輸送のための積付け・固縛の方法、荷崩れ防止のための走行中の留意事項						
5. 過積載の危険性	過積載による事故要因と社会的影響、過積載による罰則、過積載の防止						
6. 危険物運搬上の留意事項	危険物の性状、危険物輸送の基本的事項、タンクローリー運行上の注意事項						
7. 運行経路等の道路及び交通状況	適切な運行経路の選択と経路情報の把握、許可運送における経路選択						
8. 危険予測及び回避	危険予測運転の必要性、危険予測のポイント、危険予知訓練、指差呼称及び安全呼称、緊急時における適切な対応						
9. 運転適性に応じた安全運転	適性診断の必要性、適性診断結果の活用方法						
10. 運転者の生理及び心理的要因	交通事故の生理的・心理的要因、過労運転防止のための留意点、飲酒や薬物影響による危険運転防止のための留意点、ヒューマンエラーを防ぐために						
11. 健康管理の重要性	健康起因の事故と健康管理の必要性、健康管理のポイント						
12. 安全性の向上を図るためにの援装置を備える運転方法	運転支援装置に係る事故の事例、運転支援装置の性能及び留意点						
小計 12時間							
1. 日常点検業務	日常点検、点検簿等の記載要領	3時間以上	事業者が実施	実車使用			
2. 特性に応じた運転方法	車高、車長、車幅に合わせた運転と死角等						
3. 積載方法及び固縛方法	積付け、固縛要領						
小計 3時間							
合計 15時間以上（法定義務）							

別紙

(一社) 茨城県トラック協会適正化事業部 行き
FAX: 029-303-7202

令和 年 月 日

(一社) 茨城県トラック協会会員専用初任運転者教育申込書

申込月	開催日	実施時間	研修室
	令和8年2月3日(火)・4日(水)	9:30 ~ 16:30	3
	令和8年3月3日(火)・4日(水)	9:30 ~ 16:30	1・2
	令和8年4月2日(木)・3日(金)	9:30 ~ 16:30	3

申込月に「○」印を記入して下さい。

- * 開催場所：茨城県トラック総合会館（2F研修室）
- * 教育は2日間になります。昼食は各自準備お願いします。（昼休憩60分、外出可）
- * 受講者は、事業用トラックドライバー研修テキストをご持参願います。（貸出可）
- * 教育対象者は、運転手として新たに雇い入れた者で営業トラックの経験がない、あるいは経験はあるが3年以上のブランクのある方が対象です。
- * **茨城県トラック協会会員様のみ受講できます。**

会社名			営業所名	
申込事業所住所	〒			
電話・FAX番号	TEL	FAX	担当者名	
受講者氏名	フリガナ		生年月日	性別 男性・女性
			年 月	日
採用年月日	令和 年 月 日			
受講者の運転経験に○印	1 事業用自動車（トラック）の運転経験がない者 2 事業用自動車（トラック）の運転から3年以上離れていた者			
運転免許の種類	普通・5トン限定準中型・準中型・8トン限定中型・中型・大型・けん引・()			
所属支部	県北・日立・水郡線・常陸那珂・水戸・石岡・土浦・県南・水戸線・常総・古河・県西・鹿行			



= 茨城県トラック協会 会員の皆さんへ =

初任運転者教育がeラーニングで受講できます

< トラックドライバー初任運転者教育のオンライン型学習システムを導入 >

茨城県トラック協会では、従前より参集型の初任運転者特別講習を開催しておりますが、それに加え、「いつでもどこでも」オンラインで学習し、受講資格を取得することができる**eラーニング(会員限定)**を導入しました。会員事業所のパソコン等から、Webでオンライン受講することができますので是非ともご活用下さい。

国土交通省で定めている「初任運転者に対する特別な指導」の法定義務は15時間以上。そのうち12時間分の座学講座を e ラーニングで受講できます。※実車を用いた指導(3時間)は各社で実施し、記録を残して下さい。



座学講座をeラーニングで受講

☆この他、実際にトラックを運転させた安全運転の実技指導(添乗教育等)が20時間以上必要となります。

e ラーニングの初任運転者講習はパソコン・スマートフォン・タブレットに対応しており、いつでもどこでもお好きな時間に受講することができます。※Wi-Fi 環境での受講を推奨いたします。

スマホ用 QR コード



【他のメリット】

- ・会員事業者や受講対象者の都合に合わせて申込み、受講が可能。
- ・各講座に理解度チェックリストがあり、効果測定後に適切なフォローが可能。
- ・終了後に指導教育記録簿(修了証)、実車を使用しての指導項目教材一式をメールで送付。

【受講要領】

- ① 受講料金: **無料**(会員限定)
- ② 受講期間: 5日間を1枠とし、この**5日間に受講完了**する。
- ③ 受講対象:会員事業者の新たに雇い入れた運転者とし、非会員の申込みは受け付けない。
- ④ 受講人数:1枠につき**1事業所2名まで**(1枠最大5名まで)とする。
- ⑤ 申込期限:受講開始日の3日前まで。
- ⑥ 申込**確認**:申込み受付完了後、入力頂いたメールアドレスに予約内容の**確認メールが自動配信されます**。メールアドレスを間違えて入力しますと確認メールが届きませんので、良くご確認の上入力願います。

☆お申込みは上記のQRコード、または
ホームページのネット予約ページから
バナーをタップ!!



(担当者 適正化事業部 郡司(孝)・富永)

令和7年12月 適正化巡回指導項目別調査結果

区分	重点 評価 点	調査事項	指導件数	(否)件数	(否)率 (%)	順位
I. 事業計画等		1.主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	109	10	9.2	
		2.営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	109	12	11	
		3.自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	109	3	2.8	
		4.乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適切か。	109	8	7.3	
	1	5.乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	109	7	6.4	
		6.届出事項に変更はないか(役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)(本社巡回に限る)。	84	0	0	
		7.自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	109	1	0.9	
		8.名義貸し・事業の貸渡し等はないか。	109	2	1.8	
II. 帳票類の整備、報告等	1	1.事故記録が適正に記録され、保存されているか。	53	0	0	
		2.自動車事故報告書を提出しているか。	4	0	0	
	1	3.運転者台帳が適切に記入等され、保存されているか。	109	2	1.8	
	1	4.車両台帳が整備され、適切に記入等されているか。	109	2	1.8	
		5.事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)。	82	12	14.6 (6)	
III. 運行管理等	1	1.運行管理規程が定められているか。	109	0	0	
	○	2.運行管理者が選任され、届出されているか。	109	0	0	
	1	3.運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	107	5	4.7	
	1	4.事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	109	0	0	
	○ 3	5.過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適切に管理されているか。	109	21	19.3 (4)	
	3	6.過積載による運送を行っていないか。	109	0	0	
	○ 3	7.点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	109	13	11.9 (9)	
	1	8.乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	109	1	0.9	
	1	9.運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	105	7	6.7	
	1	10.運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	22	3	13.6 (8)	
	○ 3	11.乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	109	9	8.3	
	○ 2	12.特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	80	31	38.8 (2)	
	○ 2	13.特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	79	21	26.6 (3)	
IV. 車両管理等	1	1.整備管理規程が定められているか。	109	0	0	
	○	2.整備管理者が選任され、届出されているか。	109	1	0.9	
	1	3.整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	108	8	7.4	
	1	4.日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	109	1	0.9	
	○ 3	5.定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	109	15	13.8 (7)	
V. 労基法等	1	1.就業規則が制定され、届出されているか。	61	1	1.6	
	1	2.36協定が締結され、届出されているか。	103	11	10.7 (10)	
	1	3.労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	109	1	0.9	
	○ 3	4.所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適切にされているか。	109	47	43.1 (1)	
VI. 法定福利		1.労災保険・雇用保険に加入しているか。	108	11	10.2	
		2.健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	109	20	18.3 (5)	
VII. 運輸安全管理	2	1.運輸安全マネジメントの実施は適切か。	109	0	0	

※「重点」の項目は、巡回時において調査する38項目中○印の9項目です。否がある場合は総合評価が1段階下がる判定となります。

※「評価点」の項目は、太枠の25項目であり、安全性評価事業(Gマーク)の点数で合計40点です。

巡回種別／評価区分	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	36	38	27	4	1	0	106
新規(新規参入)	0	1	2	0	0	0	3
新規(新設営業所)	0	0	0	0	0	0	0
特別(労基通報による乗務時間調査)	0	0	0	0	0	0	0
特別(支局監査後の改善確認)	0	0	0	0	0	0	0
個別(5両未満の運送事業者)	0	0	0	0	0	0	0
合計	36	39	29	4	1	0	109
比率	33%	36%	27%	4%	1%	0%	100%



参加費
無料

陸運業の 安全衛生管理実務担当者研修

労働者10人以上50人未満の事業場においては、労働安全衛生関係法令に基づき安全衛生推進者を選任しなければなりません。

- ・名ばかりの安全衛生推進者になってしまいませんか？
- ・適切な安全衛生管理は行われていますか？

このセミナーでは、現在、陸運業において安全衛生推進者に選任されている方だけでなく、安全衛生管理を担う方や今後担当予定の方を対象に、安全衛生管理に関する知識、手法を説明します。是非この機会に、安全衛生推進者等のレベルアップを図り、職場の安全衛生水準の向上を目指しましょう。

令和8年 2月10日(火)13:30-16:00

会場名 (一社) 茨城県トラック総合会館 住所：水戸市見川町2440-1

研修の内容

- 1 陸運業における労働災害発生状況
- 2 安全衛生推進者の職務
- 3 モデル安全衛生管理規程
- 4 災害事例に学ぶ安全衛生推進者の職務の実践

- ・定員：70名
- ・申込締切：1月30日(金) ただし、定員に達し次第締め切ります。
※受講票等は送付しません。
- ・受講証明：研修受講者には、受講証明書をお渡します。
(本研修は、安全衛生推進者養成講習や安全衛生推進者能力向上教育(初任時)ではありませんので、ご注意ください。)

お問合せ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)茨城県支部 TEL 029-303-7203

(切り取らずにそのままご送信ください。)

参 加 申 込 書 (送信先FAX 029-303-5070)

ふりがな 参加者氏名		
事 業 場 名		
所 在 地	〒 -	
電話・担当者氏名	TEL() -	ご担当者

陸運事業者のための安全マネジメント研修

～運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメントシステムの一体化による効果的な運用～

「運輸安全マネジメント」については、すべてのトラック運送事業者が取り組むこととなっている一方で、「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（以下、「R I K M S」）」については、努力義務にとどまっていますが、いずれも、事業者として実施していかなければなりません。

しかしながら、トラック運送事業者におかれましては、「運輸安全マネジメント」と「R I K M S」の両マネジメントを全く別個の存在に感じている事業者が多く、混乱している実態があります。

本研修では、この2つのマネジメントを理解し、一体的に運用することにより、効果的に事故や災害のリスクを低減し、安全衛生のレベルアップを図ります。

さらに、運輸安全（労働安全衛生を含む）水準の向上のための、P（計画）・D（実施）・C（評価）・A（改善）サイクルを回す管理手法及び、リスクアセスメントの具体的な進め方を学び、事業者の取組を促し、事故及び、労働災害の削減につなげます。

つきましては、参加ご希望の方は、申込書をご記入の上、2月10日(火)までに陸災防茨城県支部へFAX(029-303-5070)にてお申込み下さい。

記

1. 日時 令和8年2月20日（金） 13：30～16：30
2. 場所 茨城県トラック総合会館 研修室
3. 講師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 大下 晃 氏
4. 内容
 - (1) 「運輸安全マネジメント」と「R I K M S」の概要説明
 - (2) 「運輸安全マネジメント」と「R I K M S」の一体的運用方法について
 - (3) リスクアセスメントについて
5. 募集人数 定員100名（申込期限：先着順。定員になり次第締め切ります）
6. 問合せ先 陸災防 茨城県支部 TEL 029-303-7203

※当セミナーは、Gマークの加点対象セミナーになります。そのため、遅刻・途中退席された場合については、受講証明書は交付されませんのでご注意ください。
(管理者：1点、運転者：3点)

※当日のマスク持参、着用等は個人の判断にお任せしております。

陸災防 茨城県支部 宛
FAX: 029-303-5070

令和 年 月 日

陸運事業者のための安全マネジメント研修

～運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメントシステムの一体化による効果的な運用～

参 加 申 込 書

会社名・営業所名		
会社所在地		〒
電話番号		
FAX 番号		
受講者 ①	所属・役職	
	氏 名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏 名	

〈締切日〉 令和8年2月10日（火曜日）
※ただし、定員100名になり次第、締め切らせていただきます。

令和8年2月・3月陸災防茨城県支部講習会のご案内

講習内容・申込書は、陸災防のホームページ（茨城県支部）をご覧ください。

<令和8年2月開催講習会>

講習名	積卸し作業指揮者講習	講習名	車両系荷役運搬機械等作業指揮者講習
講習日	2月16日(月)	講習日	2月17日(火)
講習場所	茨城県トラック総合会館 (水戸市見川町2440-1)	講習場所	茨城県トラック総合会館 (水戸市見川町2440-1)
受講料(会員)	11,165円(テキスト代1,925円含む)	受講料(会員)	「積卸」同時受講2,090円 「車両」のみ受講4,015円
受講料(非会員)	13,365円(テキスト代1,925円含む)	受講料(非会員)	「積卸」同時受講3,080円 「車両」のみ受講5,005円
受講資格	無し	受講資格	当支部「積卸し作業指揮者講習」受講者
講習名	リスクアセスメント研修	～ テールゲートリフター特別教育～	
講習日	2月3日(火)	「テールゲートリフター特別教育 インストラクター養成講座」	
講習場所	茨城県トラック総合会館 (水戸市見川町2440-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日時 2月27日(金) 9:00～15:40 ・ 開催場所 茨城県トラック総合会館 ・ 参加費 会員：35,200円 非会員：45,100円 	
受講料(会員)	5,500円		
受講料(非会員)	6,160円		
受講資格	安全衛生管理担当者等		

<令和8年3月開催講習会>

講習名	はい作業主任者技能講習	講習名	安全衛生推進者能力向上教育講習（初任時）
講習日	3月12日(木)・13日(金)	講習日	3月23日(月)
講習場所	茨城県トラック総合会館 (水戸市見川町2440-1)	講習場所	茨城県トラック総合会館 (水戸市見川町2440-1)
受講料(会員)	16,280円(テキスト代支部負担)	受講料(会員)	11,660円(テキスト代2,530円含む)
受講料(非会員)	17,875円(テキスト代1,595円含む)	受講料(非会員)	14,300円(テキスト代2,530円含む)
受講資格	18才以上、3年以上の実務経験者	受講資格	(初任) 安全衛生推進者

～ 茨城県トラック協会会員へお知らせ～

会員は技能講習（フォークリフト、はい作業主任者、小型移動式クレーン）を労働局長登録教習機関において受講した場合、トラック協会への請求により一定額の助成金が支給されます。 詳細は、トラック協会業務部へお尋ね下さい。

～ 講習会に参加する方へお願い～

受講者の確認のため、運転免許証の掲示をお願いすることがあります。
また、発熱等の症状がみられる場合、受講を見合わせて下さい。

～ テールゲートリフター特別教育（学科・実技）～

- ・ 開催日時 3月3日(火) 9:00～16:00
- ・ 開催場所 茨城県トラック総合会館
- ・ 参加費 会員：13,200円
非会員：15,400円

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 茨城県支部
TEL:029(303)7203 FAX:029(303)5070

軽油価格調査集計表(2025年11月)

2025年12月25日現在
(公社)全日本トラック協会

単純集計表

地区:関東／県(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	120.80	109.53	119.91

元売別集計表

地区:関東／県(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	120.21	109.29	118.40
出光昭和シェル	124.18	110.64	117.98
コスモ	116.73	110.00	
その他	120.72	108.30	121.56

月間購入量別集計表

地区:関東／県(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30kℓ未満	121.91	109.44	120.40
30~50kℓ未満	120.63	112.07	118.00
50~100kℓ未満	111.38	108.33	
100kℓ以上	113.41	108.10	112.96

支払期限別集計表

地区:関東／県(沖縄除)

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	125.15	110.36	114.83
30~60日未満	121.79	109.37	121.68
60日以上	116.70	109.79	121.50

軽油価格推移表

地区:関東／県(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年7月	125.61	111.87	123.09
2025年8月	123.62	113.23	125.16
2025年9月	124.76	113.88	123.72
2025年10月	125.69	112.40	122.02
2025年11月	120.80	109.53	119.91

※消費税抜きの価格となります。

高野モナミのドライバー幸せ道案内

2/1~28

A型

- ★ラッキーアイテム：マフラー
- ★ラッキーナンバー：68
- ★ラッキーカラー：ワインレッド
- ★開運フード：ココア

ある実験で、運転中に携帯電話で通話すると、見落としが増えたりブレーキを踏むのが遅れたりすることがわかり、事故のリスクが約4倍に増えるという報告が!これはハンズフリーでも同じ影響がありました。今月は集中することが大切な時。運気も、あれやこれやと手を出してしまって間違いや不備が起きそうな予感。きっちりと確実に物事を遂行することで、あなたの信用度がますます増します!!

O型

- ★ラッキーアイテム：エコバッグ
- ★ラッキーナンバー：52
- ★ラッキーカラー：アイボリー
- ★開運フード：スープ

助手席に乗って、ドライバーの運転テクニックに口を出すと車内の雰囲気が悪くなりがちです。最悪、楽しいドライブが台無しになることも。多少のことなら口を出さないことも大事。どっしり構えていましょう。今月は、あなたの懐の深さが試される時。日常でもイラッとした際の言動に思いが表れないよう、一呼吸おくと良いでしょう。コミュニケーションが広がる時なのであなたの長所が生かされますよ。

モナミの 今月のことば 2月

2月6日は語呂合わせで『抹茶の日』(湯を沸かす道具「風炉」(ふろ)より)。抹茶に含まれるカフェインには眠気を覚まし、集中力を高める覚醒作用があります。さらに、テアニンというリラックス成分がカフェインの強い働きを抑えてストレス解消してくれるとか。カテキン効果で風邪も予防できますね。ドライブのホットした一時に抹茶はいかがですか。

高野モナミ《プロフィール》

電話占い会社「東京エムシー」経営・開運アドバイザー。「東京エムシー」では、仕事・金運・恋愛などのお悩みを初回20分/1760円(税込)でお電話でご相談頂けます。
フリーダイヤル 0120-963-416 <https://tokyo-mc.com>



行事予定表

		1月
16	金	
17	土	第2回省エネ運転講習会
18	日	
19	月	フォークリフト運転技能講習(学科)
20	火	全ト協賀詞交換会 フォークリフト運転技能講習(実技)
21	水	フォークリフト運転技能講習(実技)
22	木	フォークリフト運転技能講習(実技)
23	金	東ト協賀詞交歓会 女性部会交通安全教室 青年部会正副部会長会議
24	土	関交協茨城地区運転者講習会
25	日	
26	月	
27	火	
28	水	
29	木	関甲信重量部会正副部会長会議
30	金	関ト協青年部会親睦ゴルフコンペ・第2回総務委員会 交通労災防止担当管理者講習会
31	土	運行管理者試験対策講座「実践力養成コース」 はい作業主任者技能講習
		2月
1	日	はい作業主任者技能講習
2	月	
3	火	茨城県こどもを守る110番の家ネットワーク会議 茨城県倉庫協会賀詞交歓会 初任運転者教育 リスクアセスメント研修
4	水	陸災防指導員会議 支部事務局担当者会議 初任運転者教育
5	木	第5回持続可能なトラック物流構築のための研究会 第3回トラック運送業界の将来を考える特別委員会 首都圏キット新春行事 全ト協重量部会経営者研修会
6	金	女性部会役員会
7	土	青年部会第2回研修会
8	日	青年部会献血ボランティア活動
9	月	
10	火	関交協下期事故防止セミナー 陸運業の安全衛生管理実務担当者研修
11	水	
12	木	支援物資物流システム連絡会
13	金	全ト協青年部会全国大会 研修会・交流会
14	土	
15	日	

10月9日は トラックの日

国内貨物輸送量 47 億トンの9割を占めるトラック輸送は、
我が国の基幹産業として、生活と経済を支えるライフラインの役割を担っています。



くらし トラックは生活と経済のライフライン

くらしを運ぶみどりナンバートラック

一般社団法人茨城県トラック協会

【支部】県北支部・日立支部・水郡線支部・常陸那珂支部・水戸支部・石岡支部・土浦支部・県南支部・水戸線支部・常総支部・古河支部・県西支部・鹿行支部
茨城県トラック協会ホームページ <https://www.ibatokyo.or.jp>

茨城トラック情報

編集・発行

2026年1月 第171号

一般社団法人 茨城県トランク協会

〒310-0913 茨城県水戸市見川町2440-1

次城宗トフサノ助
TEL 029-303-6363(代表)

T310-0913 次城縣
FAX 039 243 5936

ホーリーページ <https://www.ibatokyo.or.jp/> E-mail アドレス info@ibatokyo.or.jp